

平成25年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年3月15日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成25年3月15日 午前9時01分 委員長宣告
4. 審査事項

審査事件名

- 議案第1号 平成25年度可児市一般会計予算について
- 議案第2号 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第4号 平成25年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第5号 平成25年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成25年度可児市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成25年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成25年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第11号 平成25年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第12号 平成25年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第13号 平成25年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第14号 平成25年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第15号 平成25年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第16号 平成24年度可児市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第17号 平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第18号 平成24年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 平成24年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 平成24年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第21号 平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第26号 可児市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

5. 出席委員 (19名)

委員 長	川 合 敏 己	副 委 員 長	伊 藤 壽
委 員	可 児 慶 志	委 員	亀 谷 光
委 員	富 田 牧 子	委 員	伊 藤 健 二
委 員	小 川 富 貴	委 員	中 村 悟
委 員	山 根 一 男	委 員	野 呂 和 久
委 員	天 羽 良 明	委 員	澤 野 伸
委 員	山 田 喜 弘	委 員	川 上 文 浩
委 員	佐 伯 哲 也	委 員	伊 藤 英 生
委 員	山 口 正 博	委 員	板 津 博 之
委 員	出 口 忠 雄		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	大 杉 一 郎	健康福祉部長	尾 石 吉 平
教育委員会 事務局長	籠 橋 義 朗	健康福祉部次長	吉 田 隆 司
こども課長	酒 向 博 英	高齢福祉課長	安 藤 千 秋
健康増進課長	小 池 百 合 子	国保年金課長	大 澤 勇 雄
こども発達支援センター くれよん所長	井 上 さ よ 子	教育総務課長	山 本 和 美
学校教育課長	大 野 伴 和	教育文化財課長	山 口 功
郷土歴史館長	亀 谷 泰 隆	学校給食 センター所長	渡 辺 哲 雄

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 橋 勇 司	議会事務局 議会総務課長	松 倉 良 典
議会事務局 書記	柴 田 正 志	議会事務局 書記	上 田 都

委員長（川合敏己君） おはようございます。

出席委員も定数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、質疑50問となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、本委員会に付託されました議案のうち、議案第1号から議案第4号の平成25年度各会計予算、議案第16号から議案第18号までの平成24年度各補正予算について、教育福祉委員会所管分に対する質疑を行います。発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

それでは、お手元に配付しました事前質疑に沿って1問ずつ行います。重複する質問につきましても、それぞれに説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。その他の質疑につきましては、事前質疑の終了後に改めて発言をしていただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁をお願いいたします。

それでは1番目の質問、富田委員よりお願いいたします。

委員（富田牧子君） 議案資料番号4の34ページです。高齢福祉課の介護保険特別会計のところですが、この前説明のときでは、介護給付費負担金の減ですが、2億2,050万円減額するということは、施設がそのように開所しなかったという理由を述べられたと思うんですけど、本当にそれだけなのかということで、平成24年度のサービス受給者数と1人当たりのサービス受給額についてもお答えをいただきたいと思います。

委員（小川富貴君） 同じところなんですけれども、議案書の概要のほうで御説明いただいたのですが、私は議案書ナンバー5の7ページで質問を出させていただきました。この件について、担当のほうから趣旨等の聞き合わせをいただきまして、ありがとうございました。よろしく願いします。

高齢福祉課の介護保険特別会計、介護サービス等費という事業名です。内容です。給付減、給付費減と、具体的なサービス変更との関係性は、何人ぐらいの受給者に影響したかをお尋ねします。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 補正予算の介護サービス等費の減額についてお答えいたします。

介護サービス給付費負担金の減額につきましては、11月利用分までの介護サービス費の支払い実績により推計し、当初予算額から2億2,050万円減額しております。その内訳は、居宅介護サービス費が1億1,800万円の減額、地域密着型サービス費が2,500万円の減額、施設サービス費が9,450万円の減額、介護予防サービス費が1,700万円の減額でございます。

次に、主な介護サービスの平成24年度の推計利用件数と1件当たりの推計給付額についてお答えいたします。1人当たりではデータがございませんでしたので、1件当たりで御報告いたします。訪問介護の年間利用件数は3,810件、1件当たりの給付額は6万826円、通所介

護の年間利用件数は9,521件、1件当たりの給付額は7万1,406円、短期入所生活介護の年間利用件数は3,915件、1件当たりの給付額は8万5,466円、介護老人福祉施設の年間利用件数は3,823件、1件当たりの給付額は24万7,444円、介護老人保健施設の年間利用件数は2,845件、1件当たりの給付額は24万1,437円となっております。このような推計に基づいて補正予算を計上しております。

次に、介護報酬の改定につきましては、在宅介護施設サービスなどにおいていろいろ改定されておりますが、訪問介護、デイサービスの改定による受給者、事業所への影響につきましてお答えいたします。

訪問介護の生活援助の時間短縮による影響につきましては、一般質問におきましても健康福祉部長が答弁しておりますが、ケアプランを立てる事業所への調査では、利用料が上がった、ヘルパーとのコミュニケーションの時間が減ったなどの意見もありましたが、特に問題はないという意見が71%となっております。

また、訪問ヘルプの事業所への調査では、介護報酬が減った、今までどおりの援助ができなくなったなどの意見もありましたが、特に問題はないという意見が45%となっております。この間、利用者から市への苦情はありませんでした。

デイサービスのサービス時間の変更による影響について報告いたします。

デイサービスの所要時間が6時間以上8時間未満というサービス時間が5時間以上7時間未満の場合と、7時間以上9時間未満という場合の2つのサービス時間に変更されたため、デイサービスの事業所ではサービス提供時間を変更して対応しております。市内の22カ所のデイサービスセンターのうち、サービス時間を延長した事業所は13カ所、変更していない事業所は4カ所、短縮した事業所は5カ所となっております。サービス時間を短縮した事業所に照会したところ、介護収入が減少した、サービスが今までどおりできなくなったなどの意見がありましたが、短縮時間が15分程度であり、利用者からの苦情はなかったとの回答がありました。サービス時間を延長された事業所に照会したところ、介護報酬は増加したが、人件費が増加したため利益が見込めないなどの意見もありましたが、利用者からは自己負担がふえるが、サービス時間がふえたため喜ばれているとの回答がありました。以上です。

委員（富田牧子君） 先ほどの減額する理由というのは、11月までの実績でということ言われたわけですがけれども、居宅介護サービスでも1億1,800万円減っているというのは、もともと推計するときには、4月にこれだけサービスが要るだろうというふうに大体推計するのは、その前の実績からこういうふうにやったんですけど、これだけ使われなかったという、そこら辺の理由についてはどのように考えてみえますか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 詳細につきましては確認しておりませんが、特別養護老人ホームにつきましては60床、4月に増床された分が満床にならなかったといった理由があって減額になっておるということです。それから、介護報酬の改定による影響も少しはあったかなとは予想しております。

委員（小川富貴君） 介護保険が入ったとき、そもそも「サービスが自分で選べる」という

のが大きなキャッチフレーズだったと思うんですね。ところが、改定等々も当然影響しているんですけども、とにかくサービスが複雑で、自分で選べなくて、結局、ケアマネジャーにコーディネートしてもらい方法がない、自分ではわからない、簡単な紙はもらっても、それを自分で選べないというお話を本当によくお聞きするんですけども、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 制度はいろいろ複雑になっています。サービスの種類もたくさんあります。ケアマネジャーがその辺は考慮して、その人に合ったサービスを提供するように努力しているということです。

委員（小川富貴君） 答えになっていないです。もともと介護保険は「自分でサービスを選べる」というキャッチフレーズでやったのに、ケアマネジャーでさえ点数を計算するのに苦労していらっしゃるほど複雑になっている。それをもっと主体的にサービスを自分で選べるというもので打ったんだったら、そういう方向に持っていくことはできないのでしょうか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 利用者が選択できるように、ケアマネジャーが事細かく説明していると。利用者の方に自分に合ったサービスを選択していただけるように、ケアマネジャーが努力しているということで仕組みが成り立っていると考えています。

委員（富田牧子君） 先ほど、施設が満床にならなかったという話でしたけれども、私の聞いたことに対して。それは9,400万円で居宅介護サービスが1億1,800万円、予想値よりも少ないから減額をしたという、ここら辺の理由というのはどういうふうなのかということをもう少しきちっと分析していただきたいと思うんですけど、その点と、それから、先ほど大変お世話をかけましたけど、1件当たりのサービスの受給額を出していただきましたけど、それは前年度と比べてどうなのかということをおざっぱでもいいですけど、ちょっと教えてください。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 居宅サービスの減額の主な理由としましては、訪問介護は1件当たりの給付額が当初予算に比べ約1,890円増加していますが、訪問介護の件数が当初見込んだ件数より825件減少していますので、結果的に4,142万円減額しております。

それから、通所介護は1件当たりの給付額が当初予算に比べ3,834円減少し、通所介護の件数も当初見込んだより791件減少していますので9,601万円減額しております。

地域密着型サービス費の減額の主な理由としましては、認知症対応型通所介護は1件当たりの給付額が当初予算に比べ12万2,288円減少し、件数も当初見込んだ件数より164件減少しておりますので、2,714万円減額しております。

それから、介護保険施設サービスの減額の主な理由としましては、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームは、1件当たりの給付額が当初予算に比べ756円増加していますが、60床増床された特別養護老人ホームがすぐに満床にならなかったことなどにより、件数が当初見込んだ件数より497件減少していますので1億1,971万円減額しております。

介護予防サービス費の増額の主な理由としましては、介護予防通所介護は、1件当たりの給付額が当初予算に比べ122円減少していますが、要支援者の増加により件数が見込みより

427件増加していますので1,411万円増額しております。

主な補正予算の理由としては以上のとおりです。

委員（小川富貴君） 最後に1点お尋ねします。

先ほど、時間が短くなることよっての満足度のパーセンテージを紹介してくださいました。それが30%、そしてサービスの点では45%、要するに55%の方は問題ないというふうにおっしゃったというふうにお聞きしました。この全体の数があって満足している数じゃないというので30%という数字を出されたんですけど、30%、70%を導き出すための母数は幾つですか。その母数からいって30%はおおよそ何件ぐらいに当たりますか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 介護報酬改定前の生活援助30分以上1時間未満の利用者41人に事業所を通してのアンケートを行いました。その結果、33の方が同じような時間のサービスに移行した人が見えたということです。

それから、身体状況が変化したため、サービス変更されたという方が2名ございましたので、合計35名の方が、同じようなサービスを受けて問題がなかったと回答されております。

委員（伊藤健二君） 今、口頭でるる御説明いただきました。今説明いただいた、いわゆる分析の部分ですね。当初の予算設定は何件、どういう単価で総額幾らにしたと。それに対して、11月時点では到達がどうということを今説明されたけど、書きかけたけど、書き切れないんです。あなたの声も小さいし、早くしゃべられるので。それで悪いけど、この後でいいけど、今しゃべられたことを単純な表にしてもらって、設定と到達と、その結果が2億2,050万円マイナスすることになったという根拠になっている数字の部分。評価づけの言葉はいいので、今聞きましたから。数字の変化の流れを表で示していただきたいんですが、それはお願いできませんか。

委員長（川合敏己君） お願いできますでしょうか。

高齢福祉課長よりオーケーということでしたので。

委員（小川富貴君） 最初に時間が短くなることよって問題を抱えた方が30%、要するに問題ないという方が72%で、あと残りの30%は問題を抱えているというふうには私は捉えたんですけど、今の回答の説明では、41人の中の35人が問題がないというふうにおっしゃっているという御説明を補足でいただいた。そうすれば、90%の方が問題ないというふうに感じていらっしゃるということで、当初の説明とは違ってくるんですけど、ここら辺も後で詳しく教えてください。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、2番目の質疑のほうに移ります。

委員（伊藤英生君） 資料番号5のページ5の小学校校舎大規模改造事業で、今渡北小学校トイレ改修について、改修対象を1カ所のみとした理由を教えてください。

教育総務課長（山本和美君） トイレの改修につきましては、昨年6月の議会で、富田議員の一般質問に対しまして、トイレの改修については校舎の大規模改造工事にあわせて順次実施しておりますが、そのほかにも別途としてトイレの改修計画を作成し、計画的に実施していきたいと考えていますというふうにご答弁をさせていただいております。それを受けまし

て、これは平成24年度の前倒しの補正予算となりましたが、実質的には平成25年度から順次改修計画を立てて実施していくということになりました。それで、まず最初の年は、事業効果とか費用対効果を一番最大に発揮できるだろうということで、学校規模が一番大きくて、児童が一番多い今渡北小学校で実施したいというふうに考えております。

今現在は、1年生と2年生のトイレを改修できたらというふうに考えておりますが、予算の関係で詳細な設計を積み上げていく中で多少変更する場合もありますが、そういうふうに考えております。1カ所だけという部分は、予算がたくさんいただければ一度にたくさんやりたいところでございますが、財政状況もありますので、とりあえずは1カ所ということでさせていただきましたので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、3番目の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 私立幼稚園支援事業について、私立幼稚園奨励金補助金の減額は、対象者の減という当初の説明でした。そこで、年少扶養控除の廃止の影響があったのか、お尋ねします。

こども課長（酒向博英君） 私立幼稚園就園奨励費は、今年度の実績を平成23年度実績と比較しますと、対象者数は約110人の減となっております。この要因としましては、私立幼稚園の入園者数が全体でまず減少しております。それに加えて、補助対象となる世帯が減少したことが考えられます。この補助対象世帯の減少では、平成24年度は国がモデル世帯方式を採用したことにより、子供3人以上の世帯で補助金の対象から外れたケースもあったと考えられます。また、申請のあったケースの中で、実際減額のケースになったものもありますので、年少扶養控除の廃止は影響していると考えております。

なお、平成25年度におきましては、子供の人数によって補助基準額を変動させ、多子世帯に配慮した簡便な調整方式、いわゆる第2方式と言われておりますが、これを補助対象とすることが国で決定されております。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、4番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 資料ナンバー5、ページ1の国保年金課の民生費、社会福祉費、他会計繰出金です。過去10年間の1人当たりの患者数の推移と人件費の占める割合をこの補正のところで示してください。

国保年金課長（大澤勇雄君） 可児市国民健康保険診療所の平成14年の1日当たりの患者数は10.8人でした。平成15年には12人をピークとしまして、平成16年が10人、平成17年が8.8人、平成18年が8.9人、平成19年が8.3人、平成20年が7.5人、平成21年が7.2人、平成22年が7.2人、平成23年が6.7人となっております。歳出に占める人件費の割合においては、平成15年の41.9%を最少といたしまして60%台を推移いたしまして、平成23年度では63.8%となっております。以上です。

委員（小川富貴君） 随分何年も前から、この問題について、この場で具体的な改善等の方策についてもお話ししてきたつもりですけれども、この状況を見て、何らかの指導が、税金を投入して行われている事業ですから、されてきたのでしょうか。

国保年金課長（大澤勇雄君） 久々利地区の人口動態の移行もございまして、実際には車に乗れないお年寄りの数が減っている部分、今車に乗れるお年寄りの方がふえているということもあるわけなんです。これ自体の存続についてのお話としては、やはり地域からはそういった車に乗れないお年寄りがお見えになるので、ぜひ存続してほしいというお話はいただいておりますので、今、医師の健康状態もございまして、そういった存続については今後の検討課題ということで捉えております。

委員長（川合敏己君） それでは、5番目の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 資料番号3の46ページ、福祉課担当のところですが、平成25年度から県から移譲されて、社会福祉法人の指導監査を行うということですが、具体的にはどういうことをするのか、説明をください。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 平成25年8月30日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、それに伴いまして、社会福祉法も改正されました。その中で、社会福祉法人の所轄庁について、主たる事務所が市の区域にある社会福祉法人にあって、その行う事業が当該市の区域を越えないものは市長とするということになりました。主たる事務といたしましては3つありまして、法人の設立認可、それから2番目といたしまして、定款の変更認可、3番目として指導監査と、この3つが具体的にを行う事務ということ。指導監査の内容につきましては、これも具体的に3つありまして、1つ目が組織運営ということで、定款が適正かどうか。定款準則に準拠しているか、変更は適正か、役員の欠員はないか、定款どおり選任されているか、あとは定数がいいかと、それが1つ目。

2つ目は事業ということで、定款どおりの事業がなされているか、その事業が法人にとって、経営上、適正事業かということが事業に関するものです。

3つ目が管理ということで、ここで人事管理は適正かということと、会計管理は適正かということが入っております。予算は、定款に従い適正編成されているか、適正執行されているか、会計執行、決算書が適正かというところございまして、ここの会計管理が非常に社会福祉法人は複雑でございまして、その複雑なところを見ていただくのに会計士等の雇用をお願いすると、あくまでも補助的に会計士にはやってもらうということで、監査自体は市の職員がやるということです。対象となる法人は9法人ということです。9法人に対して年に1回監査するというので、市の体制といたしましては、福祉課が事務局となりまして、子ども課、高齢福祉課と合同して行いますが、そこに今の会計士に補助的に入っていただいて、会計の部門を専門に見ていただくということでございます。以上です。

委員（富田牧子君） 9法人ということでしたが、これはあくまでも社会福祉法人ということですね。例えば福祉の分野でNPO法人が事業を実際にこの市でも行っておりますが、いろいろ問題も生じている中で、NPO法人は指導・監査はできないんですか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） NPO法人は県が監査することになるんですけども、ただ、NPO法人について市が指定を出している事務については、例えば日中一時支援とかそ

ういうものは市が指定を許可しておりますので、そのあたりについては、市のほうでも見られるということでございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、6番目の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 資料ナンバー3の46ページでございます。福祉課ということで、社会福祉総務一般経費についてお尋ねします。

成年後見人制度利用支援費が計上されておりますが、その支援内容と支援件数についてお聞かせください。また、過去の実績として年何件ありますか、教えてください。以上です。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 平成20年7月1日から、可児市成年後見制度利用支援事業実施要綱、これは可児市単独ですけれども、こういった要綱を設置いたしまして、成年後見制度を利用する場合の経済的支援、経費的支援をしているということでございます。これにつきまして、今のところ利用者はございません。支援の内容につきましては、1番目が成年後見制度を利用する場合に家庭裁判所への申し立てというのが必要になりますけれども、この費用を市が負担するというところでございます。予算上は、1人分で申し立ての手数料、登記手数料、後見人の鑑定費用等を入れて11万円、それから2つ目といたしまして、成年後見人補佐人補助人等が選任された後の業務に対する報酬等の費用への市からの助成ということで、予算上は1万8,000円の1人分の12カ月ということで21万6,000円を計上しております。ただし、申し立ての対象者は、配偶者4親等内の親族がいないこと、プラス費用負担が生活保護などでできないものというふうに限定しておりますので、実際には利用されることは少ないということでございます。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、7番目の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 47ページの高齢福祉課のところですが、緊急通報システムの運営事業費の委託費ですけど、昨年、一昨年よりも120万円減っていますけれども、減っている理由についてお願いします。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 緊急通報システムの運営事業の委託費につきましては、平成24年度は設置件数を420件で予算計上しておりましたが、平成25年度は、サービス付き高齢者向け住宅においては、事業所の役割として、安否確認、生活相談を実施することとされましたので、設置件数を42件減らし、378件で予算計上しております。そのため、124万円の減額となっております。以上です。

委員（富田牧子君） 1割減るといふ、そういう見通しでやっているということですか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 現在、サービス付き高齢者向け住宅の利用者の方は40名見えます。その分の減額と、新たな増の分も見込んで計上しております。

委員（富田牧子君） ちょっとごめんなさい。私、今どういうふうになっているかはわからなくなったので教えてほしいんですけど、この緊急通報システムは、以前はお金は要らなかったけれども、今は月300円必要だというふうに聞いたんですが、それで間違いはないですか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 利用者の負担につきましては、市民税非課税世帯は無料、一般の方は300円の負担をお願いしているという制度になっております。

委員長（川合敏己君） 続きまして、8番目の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 高齢者生きがい推進事業の老人クラブ活動費補助金についてです。予算ベースで平成20年が288万円、平成21年が259万2,000円、平成22年が247万7,000円、平成23年と24年は同額で201万6,000円、年々老人クラブ活動費補助金が減額されていますが、老人クラブ活動についてどのような認識をお持ちですか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 単位老人クラブに対しまして、一律5万7,600円の補助金を交付しております。平成24年度は35クラブ分を予算化しましたが、平成25年度は31クラブ分を予算化しておりますので、クラブ数の減少により、老人クラブ活動費補助金が減額になっております。健友会は、本市において重要な組織であると捉えております。生きがいづくりや健康づくりのために行われている健友会の体育大会、体力測定、園芸大会などの活動に対する支援を行っております。しかし、高齢者の趣味が多様化し、健友会以外で活動されている人も多くなっております。今後、歩こう可児302運動による健康づくりや見守り活動による住みよい地域づくりに積極的に参加していただきたいと考えております。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、9番目の質疑に移ります。

委員（山口正博君） それでは、資料ナンバー3の48ページでございます。高齢福祉課で一般会計、長寿のつどい開催経費でございます。

長寿のつどい記念品が、このところ、折り畳みの椅子のようですが、その選定理由をお聞かせください。また、参加者のごく一部かとは思いますが、利用価値が低く、何とかならないかという意見もありますが、アンケートなどを実施されたことはありますか。また、75歳以上の高齢者に求められておるものとお考えですか。以上、お答えください。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 毎年、折り畳み椅子と定めているわけではありませんが、ここ4年間、同じ記念品になっております。記念品につきましては、毎年8人で構成する実行委員会において幾つかの候補の中から選定していただいております。実行委員会のメンバーには、75歳の代表者の方、4名が含まれておりますので、記念品につきましても御意見をいただいております。御指摘の意見もありますが、よく使っているとの感想をいただく場合もございます。全ての方に満足いくものを選定するのはなかなか難しいと考えております。平成25年度につきましても、実行委員会において、できる限り皆様に満足いく記念品を選びたいと考えております。よろしく申し上げます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、10番目の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 同じ、長寿のつどい開催経費です。近年の長寿のつどいの参加率は、また平成24年度は55%の参加率とお伺いしておりますが、不参加の方への対応はどうなっておりますか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 長寿のつどいの参加率につきましては、平成21年度、52.3%、22年度、54.5%、23年度、53.5%、平成24年度、55.6%となっております。平成24年度は、近年最高の参加率でございました。欠席理由につきましては、旅行、仕事など他の用事と重なったという方が93人、23%見えました。身体の状態が悪いという理由で欠席された方が75

人、18%、催しに興味がない方が49人、12%、交通手段がない4人、1%、無回答の方が187人、46%となっております。参加者の増加を図るため、民生児童委員、健友会の方に参加の呼びかけをお願いしております。また、交通手段がない方につきましては、32カ所のタクシーの乗車場所を設けて、タクシーでの送迎を行っております。以上です。

委員（山口正博君） 今ほどの説明の中に、交通手段がないから出席されないという方が12%あるということで、タクシーを手配してみえることは私も知っておるんですが、ということは、その手段が行き届いていないということですか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 交通手段がないという方は4名見えました。その方については、個々にタクシー等の御案内もさせていただいておりますし、タクシーの乗車まで行く手段がないという方も見えますので、そういった方については、民生委員の方の御協力をいただいたり、そういった対応をしております。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、11番目の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 49ページの福祉課のところで、知的障がい者福祉事業ですが、ふれあいホームの運営委託をやめるという話でしたけれども、ふれあいホームが一体どうなるのか、障がい者の自立を助けるという意味では大変大事な事業だったと思うんですけど、かわりの事業があるのか、お伺いします。

委員（山根一男君） 同じところですが、ふれあいホーム運営委託料、昨年は190万円ですけれども、これがなくなっていますが、その目的は達成されたのでしょうか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） ふれあいホーム事業は、平成16年度から開始いたしました。当初は県の補助事業ということで、2分の1の県の補助がついていたわけですけれども、平成22年度から県の補助がなくなりまして、市の単独事業というふうになっております。

ふれあいの里可児作業所に通所する障がい者の保護者から成るふれあいホームホットハウス保護者会に委託して事業実施をしまいいりましたけれども、課題がございます。

まず1つ目、利用者が固定化しておりまして、それと同時に利用者も減少してきていると。平成18年度は18人の利用でしたけれども、今年度は8人ということでございます。

それから、現在の委託先である保護者会において、世話人という方を雇用してみえるんですけども、その世話人の確保が非常に難しくなっておりまして、平成25年度のめどが立っていないということがございます。

それから、ほかの委託先ということですが、これもなかなか受け手がないということがございまして、以上のような課題がありました。

平成23年度から2カ年にわたりまして、保護者会といろいろ調整を図ってきましたけれども、存続は難しいということで、平成25年度は実施しないということでございます。

目的は、障がい者が地域社会の中で自立した生活ができるように宿泊訓練を行うということでございますけれども、9年間にわたり訓練をしまいいりました。平成24年度には、今年度ですけれども、2人の方がケアホームに入所いたしましたので、目的は達成できているというふうに考えております。

最終的にはグループホームやケアホームへの入所につなげるということでございますので、現在、福祉課のほうでは施設の誘致ということで進めているということでございます。以上です。

委員（富田牧子君） 一種の後退ですよ、これは。目的は達成しておられませんので、いつまでたってもこういうことは必要ですので、かわりの事業があるかというのは、その意味で私は聞いたんですけど、いつできるかわからないようなグループホームを待って、それにかえるということにはならないと思うんですけど、どうしてもうちちょっと頑張って継続してもらおうように、市としてはできなかつたんですか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 今申し上げましたように、現在の委託先である保護者会、こちらのほうで世話人という方を探してみえるんですけども、この方がもう見えないということで、現実、今の委託先では平成25年度実施するのは難しいということです。

それから、ほかの委託先というのを探していたわけですけども、これもなかなか受け手がいないということでございまして、平成25年度はやめるということでございます。

委員（富田牧子君） そうしたら、世話人が見つかったら、それはまた再開もあり得るということなんでしょうか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） そのあたりは、今の説明の中で2点申し上げましたが、ほかの理由としましても、現在の体制というのは、利用者が固定してきていると。ほぼ同じ人が9年間ずっとやってきたということで、新たな利用者もなかなか入れないと。それから、現在のホットハウスのあるところが、個人の住宅を借りてやっていらっしゃるというようなこともあって、いろいろ課題がありますので、その辺が全て解決できればということはあるんですが、今までの経緯等いろいろ鑑みますと、これは、とりあえず事業としてはやめるということを考えております。

委員長（川合敏己君） そうしたら、続きまして12番目の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 精神保健福祉事業です。自殺予防対策事業の事業内容をお願いします。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 内容といたしまして2点ございます。

まず、自殺対策協議会の開催でございます。平成23年度に委員13名から成る自殺対策協議会を立ち上げまして、年1回の会議を行っております。警察署、消防署、労働基準監督署、法務局、医師会、薬剤師会等の方々と情報交換を行いまして、自殺対策を進めております。平成25年度につきましては、個別支援的なことをすべきじゃないかというようなことを検討しております。

それから、2つ目が講演会でございます。平成24年度につきましては、民生委員、包括支援センターの職員、一般市民を対象に自殺予防の講演会を実施いたしまして、これは100名ほどの参加でございましたけれども、平成25年度につきましては講演会をやるわけですけども、ゲートキーパーが養成できるような、そういった趣旨の講演会ができないかということで予定をしております。以上でございます。

委員（野呂和久君） 先ほどの平成23年11月に設立をされました自殺対策協議会の、今まで

の話し合いの中で、どのような提案というか、そうした具体的なものはありますでしょうか。健康福祉部次長（吉田隆司君） 具体的に何をするという話までには行っておりません。可児市の自殺される方の傾向とか、そういうことをまず委員で共有してもらい、各団体のほうからそれに対してどういう対応をすべきかというのは話はすると、意見交換するということです。平成23年については、パンフレットの配布とか、そういうことをそこで検討して実施しましたけれども、それ以外のことで具体的にこれをしましようというところまでは、この協議会の中では大きい結論というのは出していません。

委員（小川富貴君） 県下ではおよそ500人、ちょっと少なくなっているというふうに聞きましたけれど、可児市はどうなんでしょうか。傾向的に自殺は増加傾向にありますか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 済みません、ちょっと今データを持っていませんが、平成23年度、平成24年度を比べたときには、若干減ったというような記憶がございます。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、13番目の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 同じく49ページの一番下の欄ですね、自立支援等給付事業です。対前年で7,577万円増加しているが、就労継続支援A型給付費、就労継続支援B型給付費、合計で1億2,180万6,000円ですが、その違いと、その内容や件数につきまして御説明願いますでしょうか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 就労継続支援A型給付とB型給付は、ともに障害者自立支援法に基づきまして、一般企業での就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、生産活動を通じて、その知能と能力の向上に必要な訓練を行うことを目的としております。A型とB型の違いでございますけれども、雇用契約があるかないかということでございます。A型事業の対象者は、通常の事業所で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な方、B型事業の対象者は、通常の事業所で雇用されることは困難で、雇用契約に基づく就労も困難な方ということになります。A型を利用している方は可児市では今5カ所ございまして、14人で、うち市内の事業所は平成24年度に開設したハッピーライクスというところですけども、この1カ所ということでございます。新年度は7人増加ということを見込んでおります。それから、B型を利用している方は、17カ所、65人見えまして、うち市内は3カ所と、新年度は5人の増加を見込んでおります。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、14番目の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 50ページ、地域生活支援事業ですけども、去年やりましたけれども、実績はなかったんですが、新年度にも短期入所支援補助金が50万円ついておりますけれども、実施できるというか、実際に利用者が利用できるという、そういう見通しはあるんでしょうか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 平成24年度にこの制度を創設いたしまして、身体障がい者が市内で短期入所できる施設の増加を促しましたけれども、結果としては、現在増加していないということでございます。現在は、岐阜社会保険病院と瀬田の杜の2カ所のみというこ

とでございます。市内施設11カ所に制度の説明をいたしまして、短期入所の指定をとってもらおうよということに依頼してまいりましたが、趣旨そのものは理解してもらえらんですけれども、最終的に県の指定をとってもらおうところまでは行っていないということです。その中で意見としていただいたのは、老人を対象とした施設に若い方が一緒にいるというのはちょっと難しいではないかということと、老人施設でも介護職員が不足しているのに、新たな業務を負荷するのは難しいというような、こういった意見をいただいております。制度導入1年目でございます、実際、瀬田の杜では2名の方の利用実績があるということでございまして、平成25年度についても継続して実施し、1つでも短期入所ができる事業所をふやすよということに努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（富田牧子君） 瀬田の杜で2名あると言われましたが、それ以外は断られたということなんで、実際にはやってもらっているところでも、障がい者による線引きというのが行われていてできないというふうで、実際にできないような内容の事業をずうっとやるのかということ、もっとほかにお金を回していただいて、もっと役に立つことをやっていただいたほうが良いなというふうに思いました。例えば先ほどのふれあいホームの世話人を確保していただいて市でやっていただくとか、そういうことのほうがよほどためになるかなというふうに思ったんですが、どうですか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） この短期入所の事業所をいかにふやすかというところで、これはなぜできないかというのは、今申し上げた2つと、もう1つは、老人と障がい者を比べたときに報酬単価の違いがあるという3つの理由で、なかなか施設側が指定をとらないということがございまして、そのうちの1つを何とか潰したというのがこの制度でございまして、これで実際、一つの理由を市のほうでカバーして何とか受け入れるというふうで頑張ってきましたので、ところが、もうちょっと様子を見させていたきたいと。このやり方で、もしうまくいかないということであれば当然ほかの方法を考える必要がありますので、その辺は、前回、富田委員から御質問がありました、新たな事業所を市でというような話もありましたので、そういうところも含めて考えていくということでございます。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、15番目の質疑に移ります。

委員（伊藤英生君） 地域生活支援事業の部分で、日中一時支援給付費について、今年度の市内事業所数増減や業者数の変化について、市としてはどのように見通しているかという点で、減額になっているんですけれども、これは利用実績を反映して補正がかかっている分、今年度減らしたというふうに理解しておりますけれども、新しい事業所ができるとか、できんとか、そういう話も聞く中で、どういうふうなお考えでいるのかということをお聞かせください。

健康福祉部次長（吉田隆司君） できれば、次の質問も一緒にしていただけるとと思っております。

委員長（川合敏己君） 大変失礼いたしました。

そうしましたら、16番目の質疑も一くくりとして行います。

委員（山根一男君） ほぼ一緒だと思います。同じところで、地域生活支援事業ですけども、日中一時支援給付費が、対前年900万円ほど減って7,783万2,000円となっていますが、障がい者の数が減ったのでしょうかという質問です。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 現在、可児市民が通所しています日中一時支援事業所は、市内外合わせて14事業所、うち4カ所が市内事業所ということになります。この4カ所でございますけれども、平成25年3月1日に、可児市川合でピースマイルという事業所が新たにオープンいたしました。この事業所も含めて4カ所ということでございます。したがって、新年度は五、六人の利用者が増加する予算というのを組んでおります。

それから、前年度予算対比で減少していますのは、平成24年度の決算見込み、今年度の決算見込みをもとに算出いたしましたけれども、これに、今言いました五、六人が増加するという450万円の増加と、もう1点、送迎加算の見直しをしております、これで250万円が減額になるだろうということ踏まえた上での予算ということにしております。

なお、今年度の決算見込みでございますけれども、これは補正でもお願いしましたように、1,100万円の減額ということですが、これは平成23年10月に童思館が定員増を行うということで、給付費の増を見込んで予算を組みましたけれども、実際には他市町村からの利用者がふえたということで、可児市分が増加していないということで減額をしたものでございます。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、17番目の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 同じく50ページですけども、福祉センター管理運営経費です。何年か前に大改修をしていますが、なぜまた空調改修工事費3,300万円が必要なのでしょうかと質問です。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 平成19年度から20年度の2カ年度にかけまして、約3億円をかけて福祉センターの大規模改修を行いました。そのとき、全体の空調設備についてガス方式に変換しましたけれども、ホールの空調設備についてのみ耐用年数が達していないということで、そのときに対象から除外しております。今回のホールの空調改修につきましては、耐用年数が超えました。平成8年に改修後、16年を経過しております、耐用年数13年ということですので、これを超えたということでございます。

それから、地震の発生等が言われている中で、現在の重油方式による熱源というのは、ちょっと交換したほうがいいじゃないかということで、1万リットルが入る地下重油タンクというのがありますので、これを何とかかえたほうがいいんじゃないかということがございまして、今回、改修をお願いするというものでございます。以上です。

委員（山根一男君） 個別にそのようにやることによって、工事費がすごくアップするとかというようなことはないのでしょうか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 平成19年、20年、当時の大規模改修をするときにそれを積算しております、ホールそのものが非常に経費がかかると、これをやるということは、これを先延ばしするというところで延命を図るという行為をいたしましたので、全体的には経費は下

がっているというふうには考えております。

委員長（川合敏己君） 続きまして、18番目の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 52ページです。すくすくきッズネットワーク事業です。地域子育て支援センター、市内で2保育園ですが、県外利用状況は。また、支援センターの地域ごとの利用状況から、他地域への増設など対象者の社会参加や利便性の面から必要な状況と考えますでしょうか。

こども課長（酒向博英君） まず1点目の利用状況でございますが、市内2カ所の地域子育て支援センターの昨年度の利用者数は、広見保育園が4,738組、すみれ楽園が3,582組で、2カ所合わせますと、1日当たり平均約34組の就園前の子供とその保護者が利用していることとなります。

御質問の地域別の利用者でございますが、2園とも地域別の利用状況の集計がなされておりませんので、現時点ではお答えすることができません。

2つ目の増設が必要な状況と考えるかということでございますが、地域子育て支援センターは、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、子育て情報の提供等を実施する拠点としての役割を担っておりますが、現在のところ、他地域への増設についての必要性は考えておりません。これは、4つの児童センターやきッズなルーム、保育園、幼稚園の園庭開放などにおいて、親子の交流や育児相談、情報提供を行うなど、同様の子育て支援を行っていることに加えまして、市内各地域で民生児童委員が中心となって開設していただいております子育てサロンも多くの親子が利用されていることなどの理由によるものでございます。

一方で、新年度から着手する子ども・子育て支援事業計画におきましては、この地域子育て支援拠点事業も含め、地域の子ども・子育て支援事業の今後の整備計画を具体化していくこととなりますので、来年度実施しますニーズ調査の結果等も踏まえ、同計画の中で検討していくことになるというふうに思います。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、19番目の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 資料ナンバー3の53ページ、こども課で、地域子ども見守りモデル事業でございます。ボランティア謝礼が計上されておりますが、その内容を御説明ください。また、子供に対する見守りの活動はその他にもあり、例えて言うと、児童通学の登下校時の見守りについても、その旨の謝礼もなく、高齢にもかかわらず、冬の寒い時期なども支援していただいているのに、その防寒対策も手薄な状況で、なぜこの事業だけ謝礼をするのか疑問で、不公平ではないでしょうか、お答えください。

こども課長（酒向博英君） 1点目のボランティア謝礼27万円の内訳でございます。これは、モデル事業3つのうち、帷子キッズクラブと桜ヶ丘キッズクラブの参加ボランティアに対する、この春休み4月の実施期間に対する謝礼でございます。両方とも1時間当たり300円に換算しまして、1日10時間、実施日数が5日でございます。人数の想定としては、帷子が1日12人、桜ヶ丘が6人ということでございます。

2つ目の不公平ということについてでございますが、地域子ども見守りモデル事業につきましては、運営全般を地域のボランティア団体に行っていただいております。その中で、ボランティアの皆さんがやりがい感を持って、継続的に参加していただけるような仕組みを整えるために、当初から有償ボランティアの考え方を取り入れ、1時間あたりにしますと300円という謝礼を、団体、もしくは個人に支払ってきております。このモデル事業は、今期の春休みをもって終了しますが、4月の休暇期間につきましては、継続性の観点からそうした謝礼が生じますので、予算化をしているものでございます。

なお、今御指摘の他のボランティアとの部分でございますが、新年度からスタートするキッズクラブにおきましても、当然このボランティア参加につきましては、積極的に進めていきたいというふうに考えております。ただし、運営主体が市となってまいりますので、今おっしゃられましたように、他のボランティアとの整合性、公平性をさらに検討していく必要があるというふうに考えております。以上です。

委員（山口正博君） そうすると、このボランティアの謝礼は4月のみで、その後はないというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

こども課長（酒向博英君） モデル事業としての部分はもうなくなりますが、来年度からスタートさせますキッズクラブに参加するボランティアの部分については、別途予算は計上しております。ただし、その詳細な部分については、今申し上げましたように、平等性、公平性の部分を合わせて検討していく必要があるということでございます。

委員（山口正博君） ということは、何らかの謝礼金を払うという認識でよろしいでしょうか。

こども課長（酒向博英君） 後ほどの川上委員、富田委員の御質問にもいただいている部分と重なりますが、現時点の予算では、有償ボランティアで支払っていくという考えで予算を計上させていただいております。ただし、その具体的な部分については、もう既に検討は始めておりますが、地域通貨等の考え方とも絡んできますので、そういったところの部分とも合わせて検討していくというふうに考えております。

委員長（川合敏己君） 続きまして、20番目の質疑でお願いいたします。

委員（富田牧子君） 同じく53ページの子ども・子育て支援事業計画策定事業ですけど、本当は委託先はどこかというような書き方をしたので、それはいけないということですけど、この中で200万円委託ということになっておりますので、これもどこかのコンサルタントにまた丸投げするのかなというふうな不安を思っておりますけれど、今、子供・子育てに関するものは随分いろんな計画があって、ちょっと名前を忘れましたが、後期計画の子育ての何か、随分前にできたのがありますよね。

それから、ことし子育て政策室というのもつくるという話も聞きました。そういういろいろ錯綜している中で、実は昨年度に市民の方を交えて行った保育園、幼稚園のあり方等を検討する協議会がありまして、ここで提言がきちっと出されているんですけども、こういったさまざまな計画や提言とか、そういうものが本当に生かされるのかどうかということが大

変私としては気になるところなんですけど、今度の子ども・子育て支援事業計画策定事業についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

こども課長（酒向博英君） 子ども・子育て事業支援計画は、地域における子供・子育てに係るニーズを把握し、新制度の給付や需要見込み量、その供給体制等を具体化するものがございます。

今、富田委員がおっしゃられた子育て関連の計画では、次世代育成支援行動計画というのがございます。これは、国の時限立法で平成26年度をもってという部分がありますので、今国のほうでも、新しい子供・子育て関連3法と次世代育成支援の部分と整合性を図るということで検討をされているところがございます。

昨年度、今おっしゃられた就学前の子どもに関する保育、教育等協議会からの提言では、目指すべき保育教育のあり方や保育園、幼稚園の役割の必要性などについて貴重な御意見をいただいております。

一方で、時間的な経過がございまして、協議会での議論終了後に国の制度改正により今後新しい制度に移行することが決定しております。この新制度の移行により、市内の保育園と幼稚園の今後の状況も大きく変わる可能性がございます。現在いただいた提言書の内容と、それから新しい制度への対応について、あわせて検討を重ねておりますが、来年度から着手する子ども・子育て支援事業計画におきましても、当然提言内容を参考としながら、設置予定の子ども・子育て会議でさらに議論をしていただく必要があるというふうに考えております。以上です。

委員（富田牧子君） 私も聞こうと思ったんですが、新たに設置される子ども・子育て会議の内容と、そして、何を指すのかということをお教えください。

こども課長（酒向博英君） 子ども・子育て会議の中には、子ども・子育て支援法の中で、今申し上げました子ども・子育て事業支援計画そのものを審議していくという役割が明確に位置づけられておりますので、会議におきましては、この計画自体のことを御審議していただくというものでございます。

それから、子ども・子育て支援事業計画というのは、今後の可児市の、いわゆる保育園、幼稚園の児童・生徒の推移を踏まえた必要見込みの量ですとか、それから、今実施しております子育て支援事業を含めて、今後どれだけのニーズがあって、それに対してどのような供給体制を市としてとっていく必要があるのかという部分を具体的に計画していく。そしてまた、この子ども・子育て支援会議によって、そうしたものの進行管理をしていくという仕組みになっております。以上です。

委員（富田牧子君） そうすると、ここにあります200万円の計画策定の業務委託料については、これはニーズ調査をするというだけの内容なのか、そして、方針をきっちり決めるのは、子ども・子育て会議で自分たちで市がかかわってやるということなのか、お聞きします。

こども課長（酒向博英君） この200万円の委託料は、来年度実施する事前のニーズ調査、アンケート調査に係る経費が主なものでございます。方針等につきましては、この会議のほ

うで議論をしていただく予定でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、21番目の質疑に移ります。

委員（川上文浩君） それでは、55ページのキッズクラブ運営事業です。総括指導員の具体的役割は、ボランティア謝礼の積算根拠は、公民館講座やU N I Cとの連携などについてどのように考え対応するのか、お聞きいたします。

委員（富田牧子君） ボランティアの謝礼として125万円計上されておりますので、これの算定根拠についてお尋ねをしたいと思います。先ほど地域通貨と言われましたけど、この夏のキッズクラブにはとても間に合わないというふうに思うんで、そういうことではないと思うので、ちょっと詳しく教えてください。

こども課長（酒向博英君） まず、川上委員の1点目の統括指導員についてでございますが、児童クラブは4月から名称をキッズクラブに改めるとともに、運営体制の見直しを行います。その内容は、各クラブにリーダー指導員を、こども課に統括指導員を設置するものでございます。統括指導員は、より円滑なクラブ運営を目指し、各クラブに直接赴き、適切な児童の指導方法や学年の拡大に伴う高学年児童とのかかわり方などについてアドバイスや指導を行います。また、現場でのいろいろな問題や学校等の連携について指導員の相談に応じたり、またボランティアとの連携などについて支援を行うことを主な役割としております。

なお、統括指導員の配置は当面1年間とし、平成26年度以降については、来年度の状況を見ながら判断していきたいというふうに考えております。

次に、ボランティアの謝礼の根拠ということでございますが、この予算上のボランティアの謝礼の算定根拠は、ボランティアとして参加していただいた場合、モデル事業では1時間当たり300円ということを基準としておりましたが、予算では1回につき500円で、1クラブ当たり1日6人から7人が参加するということを想定し、平成25年度の長期休暇期間の開設日数、これは38日予定でございますが、それを乗じた金額でございます。

有償ボランティアについては、参加される皆さんのやりがいや継続性の面で、モデル事業を通じてそのメリットも確認しておりますが、運営主体が市となりますので、有償ボランティアのあり方につきましては、先ほど申し上げましたように、他のボランティアとの整合性や公平性もさらに検討していく必要があります。

また、新規事業として地域通貨の検討も始まっており、その中で、市全体の有償ボランティアの考え方を整理し、地域通貨として対象とすべき事業の考え方なども検討していくことになっていきます。したがって、キッズクラブのボランティアの謝礼の金額等につきましては、これのみを先行させて決定してやっていくということになりますと、次年度以降、また御迷惑がかかる部分も出てきますので、地域通貨の方向性との整合を図りながら、さらに検討していく必要があるというふうに考えております。

それから、川上委員の3番目の公民館講座とU N I Cとの連携でございますが、キッズクラブは、働く親の支援策ではありますが、放課後や長期休暇中の子供たちにとっては生活の場となります。したがって、キッズクラブにおける生活が子供にとって楽しい時間とし

ていく必要があり、来年度からのボランティア参加は、クラブでの活動の幅を広げていくことになると思います。

さらに、御提案の公民館やU N I C活動にも参加することができれば、子供の育ちにとってもよいことであり、地域で子供を育てることにもつながりますので、いろいろな課題はあると思われませんが、連携の方法を検討していくことは意味があることだというふうに考えております。以上です。

委員（川上文浩君） 確認したときに、統括指導員の方は教員のOBで校長先生のOBから探すようなお話でしたけど、その理由をちょっと教えていただきたい。

こども課長（酒向博英君） 4月から来ていただきます予定をしておりますのは、校長先生のOBの方を予定しております。これは、先ほど申し上げましたように、やはり現場の指導員が一番相談をしたいことは、子供たちのかかわり方、それから気になる子たちのかかわり方、障がいを持った子のかかわり方、外国人児童・生徒のかかわり方、そういったところの子供たちとかかわる部分での悩みとか対応の部分が大きいというふうに判断しておりますし、やはり今後は学校との連携もさらに深めていく必要があるということを考えておりますので、そうした立場の方を指導員として配置をするということでございます。

委員（川上文浩君） ボランティアが数人入ってくるということで、地域的にいろいろ差が出てくるだろうというふうに思うんですけども、必ず有償ボランティアじゃなくちゃいけないのか、無償で私はやりたいという方はどんどん入れていくのか、その辺の、ボランティアですから責任はないにしても、指導員がきちりと管理されていくとは思いますが、その辺のところはどのように考えてみえますか。

こども課長（酒向博英君） モデル事業と違いまして、あくまでも主体は市が運営をしていくということでございます。ボランティアの皆さんにつきましては、できるだけ負担のない形で、自分の特技ですとか、いろんな知識、経験を生かして、クラブで子供たちに教えていただいたり、体験していただいたり、またそういったことが特になくても、子供たちと一緒に遊んでいただいたりという、そういう参加を予定しておりますので、特にボランティア参加と有償ボランティアというものを直接結びつけるということは考えておりませんし、当然無償でいいということであれば、そういう方向になると思います。

委員（山口正博君） 今、負担がかからないようにと言われたんですけども、市当局としては、負担をかけるようなことをお願いするつもりなんでしょうか。

こども課長（酒向博英君） 今申し上げました負担と申し上げるのは、やはりモデル事業というのは、全て運営をボランティア団体の方にお任せしておりますので、そういった意味において、当然責任の部分が伴いますので、そういった部分での精神的な負担ということをお願いしました。来ていただくことが負担かどうかというのは、やはりそれぞれ参加される方の個人の判断になるかと思いますが、できるだけ自分の生きがい感とかやりがい感とか、そういった部分を重視して、キッズクラブに来ていただくことが楽しみになると、そういうようなふうに参加していただければということを考えております。

委員（山口正博君） この事業については、児童福祉法でもボランティアを受け入れなさいよということを言っておるだけで、ボランティアというのは、本当に自分の時間と費用を使ってやるのがボランティアですので、どうしてもお金を払わないかんという理由がほかにあれば、お聞かせください。

こども課長（酒向博英君） どうしてもお金を払わなくちゃいけない理由ということよりも、やはり繰り返しになりますが、やりがい感と継続性、やはり自分がそこで一生懸命やられたことに対して、何らかのそうした部分があれば、やはりそれが継続性にもつながりますし、やりがいにもつながっていくのではないかと、そういう意味での有償ボランティアということでございます。

委員（山口正博君） そうすると、やりがいをつくるために費用を捻出しないかんというふうにお考えですか。

こども課長（酒向博英君） ボランティアの参加につきましては、モデル事業から新しいキッズクラブに移行するときに、やはり地域全てで公平性があって、それで安定的に長期間継続する仕組みということを基本設計の中で考えていました。ですので、有償ボランティアの仕組みは、モデル事業ではそれがやりがい感につながったということを確認しておりますので、仕組みとして継続させるためにそれが有効であればやっていくべきだと思いますし、それが今後いろいろな面で問題が生じれば、またそれは考えていくということになると思います。

委員（伊藤健二君） 1点目、統括指導員の報酬と書いてあるんですけど、統括指導員の賃金じゃなくて報酬ということだから、これはどういう雇用形態と中身になるのかというのが1点。

それから2つ目は、先ほどの説明で、長期休暇に関しては有償ボランティアを設計して、金額も想定したという説明でしたが、逆に言うと、長期休暇以外には有償ボランティアについては想定していない。しかし、無償の一般のボランティアについては、平日、長期休暇外の通年平日について想定しているかいないのか。いる場合については、どのような一般状態の中で想定しているのかというのが2つ目の問題。

最後に指導員の委託料だけど、委託料というのは、指導員の何をどこへどう委託するのか、ちょっとわかりやすく説明してください。

こども課長（酒向博英君） まず1点目の統括指導員の、これは身分が嘱託になりますので、賃金ではなく、報酬ということでございます。

それから、2点目のボランティアにつきましては、来年度はまずは長期休暇中のボランティア参加を積極的に募集してお願いしたいというふうに考えておりますが、当然通年であっても、そうした参加が可能である皆さんに申し出があって、また申し込みがあれば、通年の受け入れもしていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の委託料でございますが、これは、指導員が何らかの理由で行くことができない場合に、これまでもシルバー人材センターのほうへ欠員となる部分を委託しており

ますので、この委託料は、来年度もそうした緊急時とか、指導員が不足する場合に、シルバー人材センターにお願いした場合に支払う委託料でございます。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、ただいま10時30分でございます、こちらの時計で。10時45分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

続きまして、22番目の質疑からお願いします。

委員（富田牧子君） 55ページです。こども発達支援センターくれよんのところですが、児童発達支援事業のところ、給食を外部委託にするというふうに説明がされたと思うんですけど、私は、これは大変なことだというふうに思うんですけど、食育が叫ばれているときに、障がいのある子供たちが正しい食をとるということは大事だと思うんですけど、給食を手抜きして外部委託にするということは、子供にとってデメリットはないのかということをお聞きしたいです。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） 外部委託についてでございますが、外部委託となる部分は、食事訓練に必要となる食事の副食の納入のみであり、子供の発達に影響するデメリットはないものと考えています。

くれよんでの食事の目的は、食に係るお子様の発達課題を1つずつ解決すること、療育でございます。発達課題は、食事動作、姿勢、そしゃく、食事に係るルール、コミュニケーションなどでございます。これは、午前10時半から12時半までで行う2時間の1日当たり15名程度の療育クラスの中で行っており、食事提供は、エネルギー補給を第一義の目的とはしておりません。しかしながら、準備する食事に関しましては、体制切りかえ後も最大限の配慮をしております。主食のお粥や御飯は、これまでと同様、くれよん調理室で炊飯し、納入した副食は、くれよんの食器に移しかえます。納入業者は、幼児献立提供実績のあるものを選定し、主菜2種、副菜2種の3歳児食とする予定です。献立は、毎月事前協議をいたしまして、安全で、子供の発達に沿ったものを提供いたします。また、この体制には、委託先、公共施設振興公社調理員にかえまして、食事指導に専念するくれよんの支援員を配置しまして、さらに子供のそれぞれの個性に寄り添った療育に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

委員（富田牧子君） それを外部委託にする一番の理由は何ですか。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） 今申し上げた子供のくれよんでの療育の食事提供の目的は、まず第一が訓練であること。それに加えて、また今の現状の課題を解決するというのも一つでございます。子供への影響を及ぼす今現状の体制の課題がございます。それは、くれよんの施設において調理業務を公共施設振興公社に委託して、1

人調理員が派遣されまして調理を担っていただいておりますけれども、現場での直接指示が大変困難な形での委託業務でございますので、衛生管理の徹底であるとか、日々かわる子供さんに対応するための食事形態に影響する指示なども、事細かに毎日変わる指示を差し上げるといことも一部困難な部分がございます。

また2つ目に、利用児は先ほど15名程度と申しましたけれども、10人に満たない食数を平成24年度は提供しております。食数が少ないことで、新鮮で安全な食材購入が困難となっております。配達可能の商店が大変少のうございますので、鮮度が落ちた材料納入が続いて、職員が走って交換を繰り返しているというような状況もございます。こういった状況を改善していくためにも、安定した形で提供できる体制へということの切りかえが必要かという理由もございます。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、23番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 同じ55ページの生活保護ですが、扶助事業というふうに書き込みましたけど、多分これは一般経費のところ当たるんだろうというふうに思います。

質問です。新たに導入される支援員の対応予定人数をお伝えください。そして、生活保護予備軍というふうに言われている人員はどのくらいいるのか、お尋ねします。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 支援員は1人雇用します。それから、可児市の生活保護者は、平成25年2月末現在で180世帯、241人でございますけれども、そのうち18歳以上65歳以下の稼働年齢人数は124人、うち病気59人、入所・入院8名、パート等収入で最低生活基準に満たない、就労中なんですけれども、これは28名、残りの29人、約30の方が就労支援ということになります。

それから、保護予備人員という言葉がちょっとわかりませんでしたので、生活保護に近い人、そういう意味では数字は把握しておりません。以上です。

委員（小川富貴君） 今、国がこの問題に着手して一番重要と考えているは、予備軍と言われる層が非常に多い。ここに対してどういう施策を投入できるかが鍵だというような話を聞いたもんですから、可児市でもそういった政策、対策をとろうとしていらっしゃるのかなというふうに思ってお尋ねしたんですけど、全く把握ができていないということによろしいですか。

健康福祉部次長（吉田隆司君） 人数は把握しておりませんが、それに近い事業というのは、46ページにございます住宅支援給付事業、これは前々から住宅手当を支給するというんですけれども、生活保護にまではいかないんですけど、離職により住宅をなくされた方、そういった方については給付が出るということになっておりますので、一応の対応は制度としてはあるということでございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、24番目の質疑に移ります。5名の方からいただいております。

委員（川上文浩君） ちょっと長くなって申しわけないですけれども、56ページの健康増進課、地域医療支援事業、医療機器充実補助金です。医師確保を目的として、医療機器充実に

関して予算が復活したものであるとのことだが、補助金が単年度のものなのか、継続的なものなのか、担当課より明確な返答がない、その点を明らかにすべき。また、医師確保を目的とするのであれば、その人数、診療科目、目標の時期を明らかにすべきで、その点に関して回答を求める。また、補助金が単なる営業補填とならないための機器選定に係る審議会などの設置は行うのか。法律が改正され、岐阜社会保険病院は、平成26年4月にJCHO（独立行政法人地域医療機能推進機構）が直接運営する病院グループとなる。JCHOは、救急医療、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児医療の5事業と、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患の5疾病、リハビリテーション、その他の地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的としている。

市長は一般質問の折、岐阜社会保険病院の補助に対して貴重な多額の税金を使って支援策を講じるためには、それが岐阜社会保険病院の再生につながる確かな見通しを市民に示す必要があると述べられていたが、確かな見通しはついたのか。以上です。

委員（澤野 伸君） 医師確保のため、岐阜社会保険病院に医療機器充実補助金5,000万円計上されているが、新規で計上された経緯はということをお願いいたします。これも以前あったものがなくなって、それから新規でまた出てきたもので、中身についてどう違うのかということをお願いしたいと思います。

委員（富田牧子君） 医療機器充実補助金5,000万円計上されているが、平成21年以来中止されていたこの補助金を復活した理由は何か、またいつまで継続するのか、医療機器にだけ補助をするものなのかです。

委員（山根一男君） 同じところですか。医療機器充実補助金5,000万円の用途及び根拠づけ、今後の展望はということです。

委員（中村 悟君） 簡単に、再び補助を始める理由は何ですかということです。

健康福祉部長（尾石吉平君） この件につきまして、詳細に御説明を申し上げたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

委員長（川合敏己君） お願いいたします。

健康福祉部長（尾石吉平君） そうしましたら、補助新設の理由につきましては私から、残りの問題については健康増進課長のほうから御説明を申し上げます。

まず1点目の補助新設の経緯及び理由、これは澤野委員、富田委員、中村委員からいただいております。

まず、従前の補助金の廃止の経緯についてでございます。地域医療の充実を図るため、市民病院の代替病院である岐阜社会保険病院の医療機器購入等に年5,000万円程度を、昭和56年から平成20年度の28年間、累計で15億円余を一般的な経営支援として補助してまいりました。しかし、社会保険庁の解体により、岐阜社会保険病院は、平成20年10月、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、いわゆるRFOに移管をされました。このRFOの目的は、病院の譲渡・廃止等により、病院の整理を図っていくこととございました。岐阜社会保険病院が存続していくためには厳しい環境になりますので、それに耐えられるよう、補助に

頼らない自立した経営を求めるために廃止をさせていただきました。その後の状況の変化がございました。富田市政になって初めての平成22年12月議会の文教福祉委員会では、各議員の皆さんから、岐阜社会保険病院への有効な支援について強い御意見があり、それに対し市長は、地域医療を守ることは市政の重要な課題であり、短期的な課題である医師確保について早急に検討を進める旨、答弁をいたしました。また、平成23年6月には、本市ほか、関係自治体からの強い要望を受けた法律改正によりまして、R F Oは独立行政法人地域医療機能推進機構、J C H Oとっておりますが、これになりまして、組織の目的が病院の整理、合理化を目指すものから、病院の運営を目指すものになることになり、しっかりした経営ができれば、社会保険病院として存続できる方向に変わってまいりました。

その上で、今回の補助制度の新設についてでございます。この間、岐阜社会保険病院の医師確保につきましては、市長も病院長の大学医局訪問に同行するなど支援をしてまいりました。また、病院長の毎年の努力も大で、例えば昨年4月からことし1月の医局訪問は、38回に上っております。こうした努力もありまして、昨年4月からは、整形外科1人、泌尿器科2人、総合診療科1人が増員されました。足を運べば医師が確保できるものではございませんが、これらの診療科を初めとする医師確保には、市が目に見える形で岐阜社会保険病院を支援しているという姿勢を示すことが対外的にもプラスの要因になってまいります。

今回の補助制度は、従前の一般的な経営支援を再開するものではなく、短期的な課題である医師確保につなげるための支援という新たな考え方で創設するものでございます。

健康増進課長（小池百合子君） 次に、富田委員、山根委員から御質問がありました、医療機器だけを対象とするのか、用途は何かについてお答えします。平成25年度については、平成24年度の医師の増員に対するもので、医療機器への補助です。

次に、川上委員、山根委員からの医療機器選定の審議会の設置の有無と選定の根拠づけについてですが、審議会等の設置は考えておりません。機器の選定については、使用する医師の判断によるものと思いますので、病院サイドの決定と考えます。機器については、医師の増員やモチベーションの向上につながることを考えれば、運営上の補填ではなく、医師の研究、治療に使用される最新の機器と判断しております。

次に、川上委員からの病院再生の見通しがついた上での補助かどうかについてですが、病院の経営状況について2月に報告を受けました。経営面から見ると、平成22年度5億4,600万円の赤字をピークに、平成23年度8,200万円、平成24年12月末には3,100万円と改善しております。これら赤字の要因は、医師及び看護師の減少による診療科目の非常勤化が影響し、患者数が減少したためと思われます。特に医師は、平成19年度から徐々に減少を示しております。しかしながら、平成24年度には、整形外科1名、泌尿器科2名、総合診療科1名の4名の医師の増員がありました。その結果、平成23年、24年の12月末の診療収益を比較しますと、整形外科では入院、外来合わせて約6,700万円、泌尿器科では1億3,580万円の増収が見られました。患者数では、外来では整形外科、泌尿器科で2,450人、入院では2,120人の増がありました。状況の変化としては、平成23年6月、法改正によりR F OがJ C H Oとなり、

目的が病院の整理、合理化を目指すものから、病院の運営を目指すものになることになりました。病院を取り巻く環境が好転してきており、次の段階は、本市の地域医療にとって必要な部門への対応が主になると考えます。

次に、川上委員からの医師確保の人数、診療科、時期についてと、川上委員、富田委員、山根委員からの単年度か、いつまで継続するのか、今後の展望はについてあわせてお答えします。

本市の地域医療にとって現在の大きな課題は、外科的の救急対応と小児入院対応と考えております。医師の人数については、5名から7名を必要と考えております。診療科目別では、入院対応を考えると、少なくとも脳神経外科2名、小児科2名、麻酔科1名が必要と思われます。平成26年4月より、RFOの完備からJCHOへの直接運営と変わるため、その方針等にもよりますが、今回の補助は、本市の地域医療にとって、これらの診療科目を初め、必要な医師を確保しようとするものであり、基本的には継続する方向で考えています。しかしながら、医師確保は難しいため、目標の時期は明確には示せません。医師確保だけでなく、2次医療機関としての支援も含め、医療機器への補助以外にも施設改修への補助、寄附講座など幅広い選択肢が考えられます。予算措置についても、当初補正、または措置しないことも状況に応じて対応していきます。以上です。

委員（川上文浩君） 医師確保の目標の時期とか、診療科については脳神経外科2名とか言われましたけど、それはできないということですが、この補助というのは、基本的にはある程度の期間を見ているのか、例えば5年とか10年とかと、そういう数字は出てこないんですか。

健康増進課長（小池百合子君） 現在のところ、期間等については考えておりません。

委員（川上文浩君） 単年度で終わるという可能性もあるのであれば、医師確保のための単年度の可能性が残るとしたら、非常にそれは目的からずれているというふうに思います。

そして、5,000万円を出すことによって、なぜかという、1回、議会は泣く泣く切るのに賛成しているんですね、そういった説明で。またそれで復活するのは結構なんですけれども、ただ、しっかりとした目的を持たないと、こんなものは単なる丸投げの補助金になってしまいます。今の話を聞いていると、病院に全て任せるということになれば、これは明らかに営業補填の何物でもない。おまけに5,000万円の中で買える機器なんていうのは知っているんですね。それによって、多少医師確保にプラスにはなると思います。切ったのがまず大きなダメージになったわけですから、復活すればプラスにはなると思うんですけれども、やはりそれを計画的に本当に医師を入れるのであれば、やはり継続的に支援するというのが大前提なんですよね。単年度で出して、また切ってしまったら何の医師確保のプラスにもならないので、そこの方針というのをはっきり示してもらわないと、単年度でひょっとして終わるということになれば非常にまたダメージが大きいんですけど、その辺のところはどうお考えでしょうか。

健康福祉部長（尾石吉平君） 先ほど健康増進課長が申し上げましたが、基本的には継続す

る方向で考えております。ただ、予算措置につきましては、医師確保との見合いがございますので、当初から上げるのか、補正で対応するのか、またその年度は計上しない場合もあるということもあり得ますが、基本は継続と。ただ、年度をきちんと明示することは、先ほど言いましたように、なかなか難しいというふうに思っています。

委員（川上文浩君） 基本は、それはいいんですけれども、やはり地域医療を守る、医師を確保するとすると、僕は、5,000万円で単年度で、次がどうなるかわからないじゃなくて、例えば5年、10年のスパンで考えて、例えば10年やりますとすると、要は5億の器械が買えるわけですよ。5,000万円で買えるやつなんて、腹部エコーとか心臓のエコーなんて、老朽化した機器をかえるぐらいのことで、医師確保につながる可能性は非常に少ない。その辺の医院でもどこでもあるような、普通の医院でもあるような器械を買いかえたって何の意味もないですね。医師確保するんであれば、やはりそれなりのものを、投資するんならですよ。営業補填なら別ですよ。投資して器械をちゃんとしたものをそろえるんであれば、やはりそういう幅をきかせて僕はやるべきことによって、明らかに医師確保につながっていくと思うんですけれども、今、5,000万円、今年度はやりますけれども、これは継続すると思いますというような状況の中で、5,000万円が無駄になってしまうようなことになってはいけない。結果的に医師が確保できなかったということになってはいけないということ、やはり市長も言われているように、岐阜社会保険病院の確かな再生につながる必要がありますから、今は減免措置していますよね、固定資産税と法人税。これがJCHOにかわった場合に、そちらのところはどうなりますか。

健康福祉部長（尾石吉平君） これは税金の話になりますか。ちょっと申しわけないです。

委員（川上文浩君） そういうところもきっちり調べて、5,000万円出すんなら、担当課として。JCHOに移ったら、固定資産税や、独立行政法人ですから、完全に移行するわけですから、グループ事業になって。これをどうするかということも考えてやっていかないと、平成26年4月1日にはJCHOに移って、新たな病院グループをつくっていくことが決まっている。その中で、じゃあ、固定資産税とか法人税をどうしていくのかということも議論なしに5,000万円をぽっと出して好きに使ってくださいというのは、余りにも無計画過ぎるんじゃないかと私は映るんですけれども、どうせ出すんなら、やはり有効に使えるようにしてあげないと、今までと何ら変わらないですね。医師確保につながらなかった場合にどう説明するんですかという形になってしまうので、そこは確かに見通しをつけていただきたいというふうに思うんですけど、それは答えられないということなんでしょうか。

健康福祉部長（尾石吉平君） 税金等の問題は、経営全般の問題です。それで、今回申し上げましたように、一般的な経営支援ではなく、医師確保ということで、まず医療機器、何億するような機器を導入することが、それが医師の確保につながるという御意見も当然あります。それによって優秀な外科医が来るとか、いろいろあります。ただ、そうではなくて、市がきちんと岐阜社会保険病院を支援していると、バックアップしているという姿勢も大事だということで、きちんと医師が確保されるということに対して、全く医師が確保されない場

合に助成をするというのではなくて、実績ができたときにきちんと5,000万円、市としてバックアップをしていますと、そういう考え方でおります。

委員（富田牧子君） そうすると、これから5,000万円を、金額と、いつまでというのはなかなか難しい話ですけど、補助するということになると、またこの岐阜社会保険病院の位置づけとして、市民病院の代替病院であるというふうに考えるということでしょうか。前のときは、一切そういうことはありませんよと山田市長が言いました。5,000万円を切ったときに、これからはそういうことは言わないということと言われて5,000万円を切られたわけですけど、そこら辺の位置づけはどうかということをお聞きしたいです。

健康福祉部長（尾石吉平君） 確かにそういう発言が以前ございました。ただ、今回市立病院の代替病院と、そういう言葉は別にしましても、可児市、この地域にとって重要な中核的な病院であるという認識で、この補助金を新たにつくらせていただきました。

委員（富田牧子君） もう1つ、財源についてお伺いするわけですけど、県の福祉医療の負担が軽くなりましたよね。県が補助することになった。そのことによって、市に余裕が出てきたと。そういうことでこれが出てきたのかなと、5,000万円と言えれば大きな財源が必要ですので、そこら辺の関連についてはどうなんですか。

健康福祉部長（尾石吉平君） 特に関連づけてはおりません。市単独事業で考えております。

委員（川上文浩君） この5,000万円の根拠はありますか。

健康福祉部長（尾石吉平君） 一般的に、市民病院を持っている自治体が市民病院に繰出金を一般会計から出します。法定の繰り出しと法定外の繰出金がございます、法定外の繰り出しが、大体平均しますと5,000万円から1億円ぐらい法定外で繰り出してあります。岐阜社会保険病院と同規模の市立病院を持っている自治体は一般会計から法定外で5,000万円から1億円ぐらいを平均して出してあります。ですから、可児市におきましても、5,000万円から1億円ぐらいの間までは支援できる幅ということで、従前も5,000万円経営補助しておりました。その5,000万円をとりあえず考えさせていただいたということでございます。

委員（川上文浩君） 本当に悪いことじゃないと思うんですが、5,000万円を出すのであれば、特に一番問題なのは、単年度なのか、継続なのか、継続するならどれだけ継続するのかという、その計画がないということが問題だと思いますね、やはり出す側とすると。やはりそのところが決まらなくて、継続すると思いますということで、そういうのでこれを出すというのは非常に安直で、おまけに機器選定の内容は全て病院側に任せる。やはりこれだけの中に病院は市内にあるわけですし、今は私立の病院で脳疾患の部分は全て診てくれるところもありますし、近所で一番近くでやってくれるのは木沢記念病院が3次医療機関になっていますから、結構可児市も行っていますけれども、そういったところもあるわけですよ。だから、そういったところが納得してもらえないような内容にしておかないと、5,000万円ほど出して、明らかに機器の充実なんてことは本当に名ばかりであって、基本的に営業補填なら営業補填でいいんですよ、はっきり言えば。そういったところをしっかりとやらないと、本当にこの5,000万円を出したという理由がぼけてしまうというふうに私は思い

ます。ですから、どうせ出すのであれば期間を決めて、その中で自由裁量で病院側に決めてもらう。機器選定を、勉強しないとわかりませんよね。医師会なんかに聞けば、今、可児市の中で何が足りないかと言われると、放射線治療機がないじゃないかと言いますよね。放射線の治療を受けるのに、どこかよそへ行かなくちゃいけないと。いろんなことがあるわけですから、そういったところに全体で考えてやればいいのに、5,000万円をぽっと丸投げして終わりというのでは、やはりこれは医師確保にはほど遠くなっていくんじゃないかということで、意見を述べさせていただきました。

健康福祉部長（尾石吉平君） 継続すると思うのではなくて、基本的に継続する方向で考えております。

それで5,000万円、機器については可児市全体でという、そういう判断ではなく、岐阜社会保険病院が医師を確保すると。その医師を確保するに必要な岐阜社会保険病院が必要とする機器という考え方で、岐阜社会保険病院にその機器の選定については任せたいというふうに考えております。

2年、3年とか、期限を切つてという御提案なんですけど、正直言って、今、脳神経外科、もしくは小児科の医師の確保はどこでも大変難しい問題ですので、2年、3年という数字は出ませんでしたが、期間を切つてというのはなかなか難しい。期間を切つて補助を始めて、できなかつたらもうやめますというわけにもいきません。ですから、脳神経外科、小児科等を中心とした医師が確保できるようにずっと支援していきたいということでございます。

委員（川上文浩君） 捉え方が違うだけども、僕は、長くにとって、もっと病院側の選定の幅を広げて地域医療に貢献したらどうですかと言っているんで、2年、3年で切つて、できなかつたというふうには言っていないがね。

委員長（川合敏己君） それでは、25番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 57ページ、母子健康診査事業についてです。詳細のところを見ますと、県外診察助成金というのも書いてあるもんですから、多分いいと思ってお尋ねするところがございます。

内容です。妊婦健診委託料は、妊婦の通勤先、あるいは実家のある市外の医療機関受診も可能でしょうかという質問です。

健康増進課長（小池百合子君） 妊婦健康診査を受診する場合は、委員おっしゃるとおり、通勤や里帰り等の理由は問われません。しかし、岐阜県医師会所属の医療機関であれば、委託検査項目については無料です。委託検査項目以外については自己負担となります。また、県外の医療機関及び助産所については償還払いとなります。以上です。

委員（小川富貴君） その下に書いてある項目については、これも100%ではないというものでよろしいでしょうか。

申しわけありません。聞き方が悪かったですね。

この予算書に書いてあるところの、歯科ですとか不妊治療については全く対応はないとい

うことでしょうか。

健康増進課長（小池百合子君） そのとおり、歯科と不妊治療はまた別になります。

委員長（川合敏己君） 続きまして、26番目の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 母子健康診査事業で、新規事業の養育医療扶助費の事業内容をお願いします。

健康増進課長（小池百合子君） 母子保健法が改正されまして、県が実施していました養育医療の給付を市が行うことになったものですが、内容としましては、出産時の体重が2,000グラム以下、または医師が身体機能が未熟と判断しました新生児が入院した場合、医療費の自己負担分や食事療養費を国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を助成するものです。1歳未満までが対象となります。手続としましては、市に申請を養育医療券を発行します。この券を窓口で提示することで窓口負担がありません。しかし、養育医療には所得に応じて自己負担がありますので、この分については、市の福祉医療対象となります。これについても担当課が福祉課へ代理請求します。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、27番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 78ページです。学校教育一般経費の中で、学校教職員胸部レントゲン、一般健診70万円で、公立学校の全教職員の健康管理ができるのでしょうか、他の健診システムか何かは連動しているのでしょうか、御説明をお願いします。

学校教育課長（大野伴和君） 全教職員の健康管理ができるのかということでございますが、平成24年度の実績では51万円ほどを使用いたしまして、426名の胸部の間接撮影などを行いました。また、希望者のうちから延べ52名が一般健診や特定健診や胃のエックス線による検診をいたしました。教職員につきましては、市の職員と同様に人間ドック費用に教職員の組合から補助金が交付をされます。そのため、多くがそちらを利用しております。市では、人間ドックを受診しない職員の健康費用を支出しております。したがって、全教職員の受診はできております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、28番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 同じく学校教育課、可児市学校教育力向上事業でございます。

質問です。カウンセラー謝礼の支払い基準、要項をお尋ねします。その業務内容の詳細もあわせてお示してください。

そして、学級アセスメント調査委託が計上されています。それを目的とするものがあるわけですが、その選定方法と業務内容をお尋ねいたします。

学校教育課長（大野伴和君） まず、カウンセラーの謝礼の支払い基準、要項等でございますが、可児市採用のスクールカウンセラーの謝礼の支払いの基準は、時給5,000円、そして時給4,000円、この2通りに分けております。時給5,000円の場合は、これから申し上げます4つの場合であります。1つ目は、臨床心理士である。2つ目は、精神科医である。3つ目は、児童・生徒の臨床心理に詳しい大学の職員である、教授などです。それから4つ目が、臨床心理士以外の心理カウンセラーの資格を持ち、心理臨床業務、または児童・生徒を対象

とした相談業務について10年以上の経験を有する者ということになっております。また、時給4,000円の場合でございますが、これについては2つのことがございます。1つ目は、臨床心理士になるための大学院修士課程を修了し、臨床心理士を目指す者。2つ目は、医師で心理臨床業務、または児童・生徒を対象とした相談業務につき1年以上の経験を有する者というふうになっております。

次に、カウンセラーの業務内容の詳細でございますが、週1回、午前8時半から午後5時までのうち6時間、カウンセリングや助言などを行いますが、主な内容としては5つを示しております。1つ目は、児童・生徒、保護者及び教職員のカウンセリング、2つ目は、教職員及び保護者に対する助言、援助。3つ目は、児童・生徒の観察、情報収集。4つ目は、可児市教育委員会が行う協議への参加。5つ目は、児童・生徒のカウンセリング等に関し、教育委員会が必要と認めることとなっております。

次に、学級アセスメント調査委託先の選定方法と業務内容ということでございますが、平成24年度は、学校保健会に委託をいたしました、選定方法は随意契約となっております。業務内容につきましては、平成24年度は、小学校3年生以上から中学校3年生まで、Q Uアンケートを年2回実施ということで行いました。平成25年度につきましては、小学校1年生以上から中学校3年生までに拡大をしたいというふうに考えております。以上でございます。委員（小川富貴君） 詳細な説明、ありがとうございます。詳しくは、また窓口のほうに行ってお聞きします。

アセスメントの随意契約ということですが、選択肢は必要なかったのでしょうかということもあるかと思いますが、お答えください。

学校教育課長（大野伴和君） 随意契約の理由をお答えすればよろしいですね。

可児市の学校保健会は、医師とか薬剤師、また学校職員や保護者などで構成をされております。児童・生徒の健康診断のみならず、安全管理とか学校生活上の指導、助言等を行っております。アセスメントは、学校での生活での困り感を把握するものであり、困り感の要因には医学的なものや保健的なものに起因する場合もあるため、アンケートに基づいた対応の際には、外部からの専門家の指導や学校保健会からの援助も大切であります。したがって、業務等は学校保健会に委託するのが最も適切でございます。

委員（伊藤健二君） 今のカウンセラーの謝礼ですが、4種類の心理士からドクター等々の、いわゆる経験十分な方ですけど、この5,000円という水準は、全県的に見回したときに適正な水準ですか。私は少ないんじゃないかという気がちょっとしたんだけど、今の可児市の5,000円という設定は、どういうレベルでしょうか。

学校教育課長（大野伴和君） 結論から申し上げますと、5,000円という基準は適切であるというふうに考えております。理由でございますが、まず県が配置するスクールカウンセラーに準じております。そして、可児市独自でやっておりますので、ほかの市町には今のところ例がございません。ということで5,000円と。あと他県の状況もありますが、やはり5,000円より高いところも、逆に安いところもありまして、5,000円で妥当だというふうに考えて

おります。

委員（小川富貴君） 今回の予算に計上されているのは時給4,000円のところでしょうか、時給5,000円のところでしょうか。

学校教育課長（大野伴和君） 予算で計上させていただいておりますのは、時給5,000円のほうで計算をさせていただいております。

委員長（川合敏己君） そうしましたら、29番目の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 同じ可見市学校教育力向上事業です。新規事業の研究指定校を設け、市全体のレベルアップを図りますとありますが、事業内容をお願いします。

学校教育課長（大野伴和君） 新規事業の研究指定校の事業内容についてお答えをいたします。

研究指定校の事業内容は、大きく2つございます。1点目は、大学の研究室と連携をいたしまして、Q Uアンケートや標準学力検査のより具体的な分析を行ってまいります。これによって、これまでは一般的にコンピューターの診断でやっておりましたが、それ以上の分析やアドバイスが得られます。2点目でございますが、その分析結果に基づいて、大学の専門家から指導を受けて実践をします。年2回から3回、学校に専門家を派遣し、実際の授業における具体的な指導方法について研究をしていきます。なお、研究指定校は、広陵中学校と帷子小学校というふうに予定をしております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、30番目の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 同じく可見市学校教育力向上事業について。全国学力標準検査委託料について、学力検査の結果が平成25年度中にどのように児童・生徒に行かされるのか、お答えください。

学校教育課長（大野伴和君） 平成25年度中にどのように児童・生徒に生かされるのかという点でございますが、この学力検査は、前年度の学習の様子を次年度当初に調べるものであります。そして、Q Uアンケートの結果とあわせて使用をしていくものであります。具体的には、児童・生徒が学習面での支援を必要としているのか、生活面での支援を必要としているのかという児童・生徒の困り感を把握いたします。こうした困り感を支援していこうというふうにしております。また、この学力調査の結果を、学校では日々の授業の改善に生かすとともに、児童・生徒に結果の個表を渡し、今後の授業や家庭学習のアドバイスとして生かします。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、31番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 78ページ、スクールサポート事業です。サポーター、計98人の時給は。これらの配置によって、先生1人当たりの児童・生徒数は、昨年度比でどの程度変化したか。これは、単純に数で見たいというところを出したところでございます。日本一の子供に寄り添う義務教育のまちを提唱された一番の根拠づけになっていたと思います。そういった点でお尋ねさせていただくところです。

学校教育課長（大野伴和君） これらの配置によって、先生1人当たりの児童・生徒数は、

昨年度比でどの程度変化したかということでございますが、その前に時給がございました。時給については1,200円でございます。そして、昨年度比でという部分でございますが、この98名のうち、環境サポーターが18名おります。これらのサポーターは、子供へは間接的なサポートになりますので、98名から除外をして、子供たちに直接かかわるサポーター82名で考えてまいります。サポーターと先生を足して、それを分母にして計算をいたしますと、1人当たりの児童・生徒数は、本年度は16.2人ということになります。そして、来年度は15.3人というふうに予想がされます。よって、先生1人当たりの児童・生徒数は1人減るということになります。以上でございます。

委員（小川富貴君） 環境整備という名前がつけられているのが、要するに教育環境を整備するということで、どちらも今までと同じ緊急雇用ですけど、この緊急雇用の昨年比から比べて、一般のスクールサポーターが10人くらい減った中で、臨時雇用をふやされた。このところはどういう策があって、このような形にされたんでしょうか。

学校教育課長（大野伴和君） 御説明が不十分であれば申しわけございません。平成24年度から平成25年度へ向けまして、学習などをサポートするサポーターは同じ人数が考えております。そして、それに加えて新しく緊急雇用ということでさらに人数をふやしていると、そういう状況でございます。以上でございます。

委員（小川富貴君） 通訳サポーターというのが新たに9人の者が1,700万円ほど、結構大きな金額が出てきていますけれど、この方たちの役割、仕事内容、どういう方を雇われるのか、お尋ねさせてください。

学校教育課長（大野伴和君） 通訳サポーターにつきましては、現在、御存じのように、可児市内の小学校、中学校において、外国籍の児童・生徒はかなりの人数になっております。少しずつふえております。その子たちの学校生活及び学習等を支えるための、そして家庭との連絡をつなぐための、そういう業務でございます。以上でございます。

委員（富田牧子君） 関連のところですけど、38名、緊急雇用がありますけれど、環境サポーターは別としまして、通訳が6名と、それからスクールサポートが16名ということで緊急雇用になっていきますけど、これは1年度限りのことなのか。本来こういうことが必要であれば、緊急雇用を使うということは、新年度としても必要かもしれませんが、それ以降について、こういう学校教育力支援事業と銘打っているわけですから、これだけサポーターが必要だということであれば、実際の中で、緊急雇用ではなくて、来年度以降もふやしていくというお考えなんでしょうか。

学校教育課長（大野伴和君） 現在のところでは、まずこの緊急雇用につきましては単年度でございます。それから、それ以外の、これまで継続しておりました部分について、現在のところでは同じ継続をしたいという思いであります。

委員長（川合敏己君） 続きまして、32番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 79ページです。外国語教育推進事業です。英語指導助手派遣委託料について、委託先はどのような業種、職業でしょうか。派遣延べ人員数はいかほどになるのか、

御説明をお願いします。

学校教育課長（大野伴和君） 委託料及び派遣先はどのようになるのかということでございます。そして、延べ人数ということでございます。

派遣を委託する会社でございますが、この会社は、労働者派遣業のほかに、企業内訓練とか人事のコンサルテーションとか、出版事業とか、各種語学教室の経営などさまざまなことをしております。昨年度末にプロポーザルを実施し、業者の候補を出しました。決定につきましては、予算案の通過後に指名業者選定委員会での議決を経て契約に入っていくものでございます。そして、派遣の職員数については5名を考えております。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 5名でちょうどこの金額、1,915万円余という数字になるということですね。

学校教育課長（大野伴和君） その範囲内という予定をしております。

委員（小川富貴君） 昨年度でいくと、ほとんど金額が同じで、4人が5人になるわけですね。

学校教育課長（大野伴和君） 人数について、ちょっと手持ちが今ここにありませんが、昨年も5名であった気がするのですが、時間数だけで申しますと、昨年、ことし、派遣できる時間を下回らないようにと、同程度はできるようにと、そういうふうに考えております。

委員（小川富貴君） 間違いではなかったら、そうですか。わかりました。

委員長（川合敏己君） 続きまして、33番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 79ページです。教育研究所事業経費です。教員の資質、教育技術向上に向けた具体的な取り組みを示してください。

学校教育課長（大野伴和君） 資質向上に向けた具体的な取り組みでございますが、教育研究所において、平成24年度は全部で32の講座を実施いたしまして、延べ1,951人がその講座に参加をいたしました。来年度も同程度の数の講座を実施したいと考えております。これらの講座によって資質や技術の向上を図ってまいりますが、その内容には、教科の指導に関するもの、道徳に関するもの、特別活動に関するもの、その他その時々課題に対応するものなどがございます。例えば教科に関する研修では、現在の学習指導要領では、どの教科においても言語活動の充実が大切にされております。そこで、各校1名を研究員として、学校諸委員会というものを組織いたしまして、多くの教科の授業を通じた実践的な研究を行うと、こういうふうなことをしております。以上でございます。

委員（小川富貴君） 延べ人数ですから、人数というとまた違って来るんだろうと思うんですけど、可児市の全教員の対象人数はどれだけですか。それから、サポーターも入りますか、その中に。

学校教育課長（大野伴和君） 対象人数は今手元にありませんが、大体480人ぐらいの教職員です。そして、研修の種類によっては、サポーターも入れたものもあります。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、34番目の質疑に移ります。

委員（佐伯哲也君） 80ページ、81ページなのですが、小学校と中学校の管理一般経費の件です。学校の備品購入は、毎年慢性的な予算不足である。他の団体等に資金や備品を出していただいていることが当たり前になっているが、これは自然な形ではないのではないかと。昨今、予算金額が変わっていないが、予算設定が根本的に間違っていないかということをお願いします。

教育総務課長（山本和美君） 予算金額は、御指摘のとおり、管理備品購入費につきましては、平成23年度から変わっておりません。小・中学校合計で1,950万円を計上しております。備品購入につきましては、年度当初に各学校に要望書を提出してもらい、それぞれヒアリングを行った上で、必要度の高いものから順次購入していくという形をとっております。管理備品だけの観点でいうと、要望のおおむね8割ぐらゐは購入できていると考えております。

委員御指摘のように、他の団体、主に各学校のPTAになると思いますが、いろいろ御負担をおかけしていることは承知しております。各学校のPTAの事情もいろいろあるようですので一概には言えませんが、地域の方、児童・生徒、保護者、先生が協力して行われます資源回収の収益金をもとに、予算にそうした枠を設けておられるところもありますし、それから、昔から伝統的といいますが、PTAの役員やOBの方が学校の後援会をつくって、いろいろ援助して下さるといふところもあります。こうした地域で学校を支援して下さるといふ意味で、非常にありがたいといふふうに考えております。ただ、こうした状況が当たり前といふふうに考えることは好ましい状態ではないと思っております。

教育委員会としましては、学校として管理運営していく上で、必ず必要なものについては、極力、各学校の要望に沿うように予算執行していくつもりではあります。しかしながら、予算の増額につきましては、経常経費という部分もありまして、なかなか増額がかなわないといふところもございます。今後につきましては、PTAがどういうものを寄附していただくかといふところを精査いたしまして、そうした資料をもとに財政のほうとも協議をして、増額に向けて進めていきたいと考えております。以上です。

委員（佐伯哲也君） 増額に向けて検討していただけるということなんで、現状としては厳しい財政の中、仕方がないかなと思っておりますが、8割方のところで、残り2割はPTAと言われたので、PTAがほとんど補填していると思っておりますけれども、その中で、資源回収等ということと言われると、やはり生徒数によって金額が大きく変わってくるんですね。それによって、生徒に対するサービスの格差が出てくると思っておりますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） 確かに御指摘のとおり、生徒数の多いところほど資源回収の収益金というのは相当あります。兼山小学校のような小規模なところは少ないという部分で、今言われたことは発生する可能性もありますが、ただ、大きなものについてはそういう可能性はありますが、生徒全体に行き渡るような考え方をしますと、その辺は同じようなこともあり得るんですが、ただ、そういう格差だけは起きないようにということ注視して、また精査をさせていただきたいなといふふうに思っております。

委員（佐伯哲也君） 最初の回答の最後のほうに言われておった寄附してもらったものだったり、金銭的なものですね。他の団体から入ってきているものも含めて、年間で、実際問題、備品としてどのくらいグロスで必要だったのかという試算は出ておりませんか。

教育総務課長（山本和美君） ただ、単純に教育総務課が使ってあります管理備品だけではなくて、教材のほうの関係の備品についても、PTAのほうでいろいろ購入していただいているという実態があります。それで、総額でいいますと1,000万円を超える部分もあります。ただ、PTAとして使われるという備品もありますので一概には言えませんが、トータルで1,000万円を超えるというふうに平成23年度の調査では出ておりますので、そういった中で、やはり公的な経費で賄うべきものについては賄えるように財政のほうと交渉していきたいというふうに考えております。

委員（佐伯哲也君） ありがとうございます。そのような流れでやっていただければ大変結構なんですが、可児市としても日本ナンバーワン教育のまちを目指している中で、2月の下旬とかに学校に行くと、本当に寒い中、何でストーブをつけないんですかということ、灯油が買ってもらえないんですと、子供たちがぶるぶる震えながら授業をやっているところもあるんですね。一部、PTAがそういうのを負担しているところもあるみたいですが、やっぱりそれも、さっきの資源回収の収益によって差額が出てきて、寒い中でやっておるところもあると思いますので、ぜひとも今後検討をよろしくお願いいたします。以上です。

教育総務課長（山本和美君） 今御指摘のありました燃料費につきましては、今年の冬になる前にそういう御指摘をいただきましたので、各学校のほうに、PTAをお願いすることのないよう、こちらからも支援をしますので、流用等で賄っていただくようお願いをしまして、今年度はPTAからは出していただかないようにはいたしました。

委員長（川合敏己君） 続きまして、35番目の質疑に移ります。

委員（冨田牧子君） 80ページですけど、どこというのはちょっとわからなくて、説明を聞いたときに、平成25年度からは学校安全サポーターを外部委託としますという説明があったので、その外部委託にした理由についてお尋ねします。

教育総務課長（山本和美君） これは、小学校管理一般経費のところの学校施設管理委託料4,360万7,000円の中の1つの事業でございますが、一番大きい理由は、この業務を下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法でございますが、その代替業務とさせていただく予定にしております。経緯としましては、現在、各連絡所のメールの配達業務が代替業務の一つとなっております。しかし、郵便法で定める親書配達という部分に問題がありまして、外部委託がこの郵便法に抵触する疑いがあるということで、このメール配達業務のあり方について、以前より検討を進めておりました。その結果といたしまして、来年度からメール配達業務を直営に戻して、学校安全サポーター業務を外部委託するという形で予算をお願いいたしました。

そしてもう1つの理由は、現行の学校安全サポーターは、各小学校2人体制でお願いしております。1人当たり、雇用年数によって若干差がありますが、年間12日程度の有給休暇が

ございます。1人のサポーターの方が休暇をとられますと、その日は1人だけで見守りの業務を行っております。これを外部委託にすることで、休暇取得者の補充員をその都度補充してもらえるとという形にしたいと考えております。不審者情報が絶えない状況の中で、見守り業務を強化できるという部分もございまして、外部委託をさせていただこうと思っております。以上です。

委員（富田牧子君） 聞いてびっくりしました。合特法の代替業務だということで、そういうことになりますと、この学校安全サポーターの、今まで委託していた金額と、もっと上がるのではないかというふうに思うんですけど、そんなことはありませんか。

教育総務課長（山本和美君） 当然、人事管理的な部分は教育総務課のほうでやっております。ですので、そういった部分、それから今言いましたように、補充員をしていただくという部分で、経費は、単純に言うと、人件費の部分がちょっとはっきりしないのでわかりませんが、そういった部分も考慮すると、そう上がってはいないと思いますが、単純に表に出てくる予算でいうと上がっております。

委員（富田牧子君） 学校安全サポーターがいてくださって子供たちも安心だと思うんですけど、このほかに、地域では例えば鳩吹台でも老人会の人たちが下校時間になるとたくさん立っていらっしゃったりするわけです。本当にみんなボランティアでやっているという点。そういうことなので、私は学校安全サポーターを地域通貨ぐらいでお礼をすることになるのかなと思っていたら、とんでもない話だったというわけですがけれども、この学校安全サポーターだけではなくて、本当にいろいろやっているという点についてはどう思われますか。ほかの団体でもいろいろやっています。

教育総務課長（山本和美君） そういう部分では非常にありがたいと思っております。ただ、学校安全サポーターは、見守り業務だけではなくて、学校の中での草刈り業務とか、施設の簡易な修繕とか、あらゆる業務をお願いしております。そういった部分で、学校にとっては必要性の高い業務でありますので、そういった部分をなくすというふうにはちょっと難しいところがありますので、見守りの部分は強化できて、さらに今までどおりでやっていけるといふ部分で外部委託にしたいというふうに考えました。

委員長（川合敏己君） 続きまして、36番目の質疑に移ります。

委員（伊藤英生君） 小学校施設改修経費で、ちょっとローカルネタであれなんですが、今渡北小学校のプールろ過機を更新するに至った経緯と、更新の効果についてお示してください。

教育総務課長（山本和美君） 小・中学校のプールのろ過機の改修につきましては、おおむね設置しまして経年係数30年をめどに順次計画的に改修しております。改修内容としては、ろ過剤の入れかえ、集水装置の取りかえ、全配管の取りかえ、ろ過機タンクの内外面塗装など全面的なオーバーホールと言える改修を行います。今渡北小学校のプールろ過機は1983年式で経過年数30年となりますので、いろいろとふぐあいなところ、腐食等も進んでおりますので、平成25年度の予算で改修をさせていただくというふうにしております。効果といたしましては、改修することにより、今後も長期間の使用が可能になると考えております。以上

でございます。

委員長（川合敏己君） 今度の質問を午前中最後の質疑といたしたいと思います。

37番目。

委員（山根一男君） 82ページです。中学校就学援助事業の中で、要保護及び準要保護生徒援助費1,528万6,000円は、対前年で28万9,000円ふえる見通しということですが、生活保護基準額が変わったとしても変動しないとする方針と見てよいのかという投げかけです。教育文化財課長（山口 功君） それでは、準要保護の御説明でございますが、この援助につきましても、可児市要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱というもので、児童扶養手当の受給者に対しましては、援助費の支給ができると定められておるところでございます。今年度につきましても、特に児童扶養手当の受給者に対しまして、準要保護の援助費の内容等の周知の強化を図ったところでございます。この援助費の増額の理由につきましても、周知の結果、児童扶養手当の受給を受けてみえる保護者の方から、かなりそれ以降、申請の増加があります。来年度につきましても、申請のほうが増加をするということで予測をしているものでございまして、予算上は10人分の増ということで組んでおります。

さらに、生活保護基準額が変わった場合でございますが、要綱によりますと、準要保護者につきましても、援助申請を行う年に対する前年の世帯の所得の合計が、この生活保護法の規定によります厚生労働大臣が定める基準により算定された額の1.5倍の額以下のものということで規定をしております。要するに、生活保護法の基準より1.5倍ということで、余裕を持って支給を援助しておるということになっておりますが、この生活保護基準額が下がれば、自動的に、この要綱に従いまして準要保護の基準額も下がるということになります。この基準額に対しまして現況を見ますと、かなり余裕がありますというか、1.5倍ございますので、ある程度の所得の方でも準要保護が支給がされているという状況がございまして、この基準額に近い所得の方はかなり少ないという状況の中においてでございますが、やはり基準額に近い所得の世帯の方につきましても、生活保護費の基準額の降下に伴いまして、若干の方でございますが、準要保護の就学援助が終了する場合もあり得ると考えております。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 一般質問のときに、これに関連して健康福祉部長が答弁していますが、黙ったままでいいんですか。今、質問は、基準額が変わっても変動なしとする方針と見てよいのかという山根委員の質問に対して、下がった場合は下がる、それから、下がったことによって、今度は対象から外れる人も若干出る可能性があると言ったけど、これはそういう報道がされておるので山根委員は聞いてみえるのであって、それに対して健康福祉部長は、政府はどうかのこうのと言ったということで気にしていただいましょう。ちゃんと連動させないとだめだよ。ちょっと確認して、議事録上、きちんとするようにしてください。

健康福祉部長（尾石吉平君） 伊藤委員の御指摘のとおり、一般質問では、生活扶助の基準額が8月から引き下げられる予定で、まだ詳細は不明と。ただ、準要保護についても、当然今の答弁のように、生活扶助の1.5倍というルールでやっておりますので、必然的に下がっ

てしまうと。これについては、国の方針がそこに影響を及ぼさないという方針で今考えておるといことで、今のところ未定でございます。先ほど課長が申し上げましたのは、今の算定でいくと基準額が下がってしまうといことで、その方針について、最終的にそれをどうするかについては、ほかの準要保護だけではなくて、保育料の減免等いろいろございますんで、それも含めて、制度が明らかになった時点で市の方針を決めさせていただくという趣旨でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、午前中の質疑を終了いたします。

午後は1時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時58分

委員長（川合敏己君） それでは、1時少し前ではございますけれども、全員おそろいでございますので、休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、38番目の質疑のほうからまいります。

委員（富田牧子君） 荒川豊蔵資料館が寄贈されてリニューアルする事業だと思うんですけど、このところに学芸員1人、事務局1人というふうに職員がいて、一方、郷土歴史館のほうには、職員2人、臨時職員2人といことで、実際にはかぶる部分もたくさんあって、統合するというふうには考えていないのか。私は、豊蔵資料館よりも、郷土歴史館がどうなるのかという、そのところを聞きたいんですけど、その前、見に行きましたら、直すならこっちのほうを直してもらったほうがいいんじゃないかと思うような状況でしたので、どうお考えか、お聞きをします。

郷土歴史館長（亀谷泰隆君） お答えいたします。

可児郷土歴史館は、市の植物や化石などの自然分野、そして原始古代から現代までの歴史分野及び民俗資料を対象とした展示施設でありまして、陶芸文化を主体とした豊蔵資料館とは性格を異にしますので、統合というのは考えておりません。以上です。

委員（富田牧子君） そうすると、郷土歴史館の奥のほうは、ほとんど陶器の展示になっていたと思うんですけど、あれは、新たに豊蔵資料館ができますと向こうへ行くとか、そういうことはなくて、あのままであるということでしょうか。

郷土歴史館長（亀谷泰隆君） 今のところ、豊蔵資料館のほうに移すということは考えておりませんが、将来的には、豊蔵資料館と陶芸分野に関しては一体的な運用というのも考えられるかなといことは思っております。

委員長（川合敏己君） 続きまして、39番目、亀谷委員、お願いします。

委員（亀谷 光君） 質問させていただきます。資料3の86ページ、豊蔵資料館の運営事業についてを質問させていただきます。

今、富田委員からも質問がございましたけれども、担当の職員さん、私、亀谷、おたくも亀谷さんで、私もよく資料館にお邪魔しておりまして、館長の活動もよく拝聴させていただ

いて、よく頑張っておられることはよく承知しておりますので、よろしく申し上げます。

それから、きょうは荒川豊蔵氏のことと、豊蔵資料館の運営についてを質問させていただきます。念のために、荒川豊蔵さん、私も役所へお邪魔するようになって40年前に初めて市長公室に行ったときに大きな写真がありました。非常に感動的なもので、それが荒川さんの写真でありましたけれども、この方が昭和5年ごろ、今から83年前に初めて牟田洞で掘られたものが原点となって、こういったものが出てきたと思うんですが、今回は、桃山文化の陶芸芸術として最高位に私はあると思っています。つまり、荒川豊蔵先生の功績と今のことでですね。荒川豊蔵資料館が、今度市で運営されることにつきましては、可児の特別の宝物だと思っています。これを、この資料には日本に発信するとあるんですが、全国的に発信するいいチャンスではないかと私は思っています。それには、今ちょうど弥七田織部の展示会をやっております。私も何回もお邪魔してまして、吉田先生と加藤さん、今度の日曜日は滝口キエさんのお話がございます。ただ展示品を見るだけじゃなくて、その話を聞きますと、非常に我が町というのはいすごいなというふうに私は感じてきました。

そんなことで、今回、この10月に今の資料館が完成し、開館するわけでありましてけれども、そのときの公開の内容、資料としていただいておりますけれども、そのときの詳細の予算をちょっとお知らせをいただきたいと思っております。以上です。

郷土歴史館長（亀谷泰隆君） 荒川豊蔵資料館並びに人間国宝、故荒川豊蔵氏については、委員のおっしゃるとおりであると思っております。市の歴史・文化の誇りとして、今回、豊蔵資料館が寄附されるわけですが、その意味は大変意義深いものであるというふうに考えております。4月から可児市の施設として運営していくことになるわけでありまして、牟田洞古窯も含めて、美濃桃山陶の聖地の象徴として豊蔵資料館を運営していきたいというふうに考えております。公開の内容、予算としましては、今のところ4月から9月まで一旦閉館をいたしまして、その間に、計上しておりますとおり工事費で資料館の外壁の塗りかえ等の補修、空調設備の新設、案内看板の設置工事などを行いまして、10月に再オープンをする予定となっております。なお、開館日につきましては、現在、豊蔵資料館が金・土・日の週3日でありますので現状どおりといたしまして、学芸員1人、事務員1人の賃金を計上しております。また、先ほど説明しました工事費のほかには、パンフレットの印刷ですとか、入館料の印刷経費なども予算計上をしております。以上です。

委員（亀谷 光君） ありがとうございます。資料として事前にいただいた部分で非常に細かく書いてありました。第2回目の質問は、関連ということで捉えていただきたいと思うんですけれども、同じく文化財の関係の教育文化財課が担当しておられる卯花塙というのが最近出ましたけれども、これも荒川豊蔵資料館が一番下にありますと、その上にずうっと牟田洞という大きな洞がありまして、そこに窯を、今度ふるさとのものとしてつくられるんですけれども、私は整合性のことですが、せっかくですから、今の予算をお聞きしましたけれども2,481万円です。今度、その調査の費用については800万円ほどかけて今年度やられるわけですけれども、荒川豊蔵記念館が開館するとき、先ほどの予算は予算なんですけれども、

そういう整合性をとりながら、もう一つグレードアップできるようなチャンスと私は思うんです。ですから、卯花塙という有名な国宝が発見されたわけですが、それに相まって、住吉という国宝の茶わんも同じなんです。この2つがあるわけですが、そんなことをいいチャンスに、今の予算は提示しておられた中身はわかったんですけども、そういうふるさとの今の卯花を再生する費用とうまく合体した形で、いい状況の中で、お互いにこの予算を整合しながらやっていく方法もどうかなというふうに思ったわけです。

したがって、調査するのに物すごく費用がかかる、時間もかかるということは十分にわかるんですけども、荒川豊蔵記念館が開館する折に、ワンチャンスですから、たしか10月と聞いておりますけれども、その折に資料とか人とかだけの予算で配分されておられるようですけども、いっそいろんなメディアだとか、あるいはイベントといったらおかしいんですけど、市民の力をかりながら、そこで市民の皆さん、あるいは全国的にできるような予算を考える必要があるのではないかというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

これは質問というか、本来ですと予算であればですが、そんなことを思いましたものですから、ひとつお考えもいただきたい。

したがって、最後ですが、郷土歴史館の関係のことについても、改めましてまた質問いたします。よろしくお願いします。

委員長（川合敏己君） 続きまして、40番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 40番及び41番も私で、同じ項目の同じような内容になっていますので、一括でよろしいでしょうか、委員長。

委員長（川合敏己君） 今回、一括質問といたします。

委員（伊藤健二君） 金山城跡調査事業についてお尋ねをします。497万1,000円の減額の内容はどうでしょうか。平成25年中の国指定を受ける場合の、その後の保存管理計画策定費用がここでは見込まれていないように思われますが、どうでしょうか。その保存管理計画策定と、説明に載っている移行等測量委託料の関係はどういう関係にあるのか、御説明をお願いします。

教育文化財課長（山口 功君） それでは、2項目につきましてお答えいたします。

まずは、減額の内容から御説明いたします。平成24年度予算の中では、報告書の作成のための古文書調査員や移行等の整理作業調査補助員の賃金としまして330万円ほど計上してありましたが、平成25年度は計上しておりません。印刷製本費におきましては、報告書発刊が完了した関係で、その予算140万円ほどが減額をしております。ほかに、石垣測量関係でございますが、委託料でございます。平成24年度は出丸、本丸北側の2本の測量がございました。平成25年につきましては、三の丸の石垣1本となっておりますことから減額をして、トータルこの減額となっておりますのでございます。

次に、保存管理計画につきましては、国史跡の指定を受けた後、国の指導に基づいて策定をしていくものでございまして、現在の予定としましては、ことしの夏以降に指定を受けます。その後、平成26年度予算によりまして、古城山全体の植栽の調査を実施する予定でござ

います。それらの調査結果、それから、これまでの発掘調査などの内容を踏まえまして、平成27年度末の完成を予定しておりますので、そのときの予算となります。

続きまして、保存管理計画策定と移行と測量委託料の関係でございます。保存管理計画を策定するに当たりまして、現在の移行、植生、占有物等いろいろございますが、それらがどのような状態であるかを確定しておくことが必要となってきます。移行等の測量結果につきましては、今後崩壊するおそれのある遺跡の現状把握や保存管理していく中で、遺跡をどう復元し、どう見せていくのかを保存計画管理の中に入れ込み、検討していくための基礎資料となるものでございます。金山城跡の魅力の一つであります石垣を図化いたしまして、これは学術的にも周知していくためにも必要な測量となっております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、42番目の質疑に移ります。

委員（澤野 伸君） 90ページ、学校給食センターで、前年度比682万7,000円の増の中身についてお尋ねをいたします。ほとんどが業務委託料の増だということなんですが、中身についてちょっとお願いいたします。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） それではお答えいたします。

増額の主なものは、委員御指摘のとおり、委託費が主でございます。可児市公共施設振興公社へ調理業務を委託しておる費用でございます。その中でも特に人件費、光熱水費の増額によるものでございます。人件費につきましては、現在、調理員が45名おりますが、その中で、平成24年度に臨時雇用であった調理員を正職員とするということの増額分と、あとは定期昇給分であります。光熱水費につきましては、電気料金、それからボイラーの燃料代、この2つが非常に大きく占めるということで、以上のような要因で増額となっております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、43番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 国保年金課の国民健康保険事業特別会計についてお尋ねをします。93ページです。

2の1の1の療養給付費は、予算対比になりますが前年対比14%増加と見込んでおられます。その積算根拠はどのような点と、この計算結果については、少し過大見込みではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

国保年金課長（大澤勇雄君） 療養給付費は、平成24年度当初予算比で対前年比14%の増加ですが、平成24年度の療養費が前期に高い伸びを示しているため、12月議会で4億4,624万円の追加補正をお願いいたしまして、総額56億1,677万7,000円としております。この見込みに5%の伸びを掛けまして平成25年度の療養給付費を積算しておりますので、過大な見込みとはなっておりません。

委員長（川合敏己君） 続きまして、44番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 44番、95ページです。同じく国民健康保険事業特別会計の葬祭費についてお尋ねします。

2.5.1葬祭費について、算出根拠は前年実績数から導き出した数字かどうか。また、この

数に後期高齢者医療制度へ含まれる被保険者分との関係では、これを含むというふうに理解してもいいのかという質問です。

国保年金課長（大澤勇雄君） 葬祭費については、葬祭を行った喪主の方に支給するものですが、支給の実績は、平成21年度が137件、平成22年度が145件、平成23年度が162件でした。このため、平成25年度は実績に基づき180件を見込みました。また、この数値には、後期高齢者医療制度の被保険者の分は見込んでおりません。以上です。

委員（伊藤健二君） ちょっとついでで聞いて申しわけないんですが、後期高齢者の世帯といますか、年齢層の方が亡くなった場合については、この国民健康保険における葬祭費と同等のものはありますか。

国保年金課長（大澤勇雄君） 後期高齢者医療制度についても葬祭費5万円を支給しております。ちなみに平成23年度で、後期高齢者でお亡くなりになられた方は537件ございました。

委員長（川合敏己君） 続きまして、45番目の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 97ページです。国民健康保険特別会計、疾病予防費、医療費通知等に後発医薬品との差額を通知していく事業の対象者数と、その効果をお願いします。

国保年金課長（大澤勇雄君） 後発医薬品については、血圧降下剤、高脂血症用剤、消化性潰瘍用剤、糖尿病用剤の4薬効について、通知を年2回予定しております。対象者は850件と見込んでおり、他の保険者の実施例を見ると、費用を上回る効果があることが報告されております。また、現在金額等が正確に把握されておりませんので、実施において効果額を検証していく予定でございます。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、46番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 国民健康保険事業特別会計の基金積立金についてです。国民健康保険基金積立金が少な過ぎないでしょうか。前年度利子分だけしか充当積み立てしない、この理由についてお尋ねをします。

国保年金課長（大澤勇雄君） 平成25年度の予算では、療養給付費の伸びにより、3億円の基金のうち2億円を繰り入れました。また、それに見合う歳入とするために税率を上げておりませんが、国民健康保険税収入も実績に基づき最大限見込みました。基金を残しました1億円も、本来、予備費に充てたいところですが、今後の財政運営のために残し、平成25年度には積み立てに回せる原資がないというのが実情でございます。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、47番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 同じく国民健康保険事業特別会計、予備費です。予備費について、平成24年度対比では約1億800万円の減額予算となっております。平成25年3月時点、平成24年3月補正予算で明らかのように、不足の保険給付のための予備費は残高が約2,547万円であり、年間で1億1,100万円程度の予備費の執行で事足りると私は読みましたけれども、どうなるのでしょうか。すなわち、平成24年度国民健康保険事業特別会計予算では過大な予備費約2億2,000万円を計上したため、基金積み立てを軽視した会計と結果としてなったと言える

わけだという私の意見ですね。平成25年度の予備費を1億1,171万円とするその理由は何でしょうか。お願いいたします。

国保年金課長（大澤勇雄君） 平成24年度予算では、当初予算で予備費を2億1,970万7,000円組んでおりました。このうち、12月補正で先ほどの給付の伸びを賄うために1億3,744万円を給付費に繰り入れました。今回3月補正では、平成23年度の療養費の精算の返還が8,740万円あり、5,680万円を予備費から諸支出金に繰り入れて賄います。実質は予備費から1億9,424万円を支出しており、適正な計上と考えます。本来、予備費は、療養給付費の3%を確保して2億円程度としたいところですが、収入との見合いで今後の財政運営のために基金を1億円残し、基金を重視したということでございます。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、48番目の質疑でございます。

委員（伊藤健二君） 後期高齢者医療特別会計につきまして、その中の後期高齢者医療広域連合給付金、健康診査費関係についてです。2の1の1にある広域連合納付金の増大した要因について、1つには加入者数、2つに徴収保険料の水準から見ての2点から見てどのように変化をしているのかという点について御説明をお願いしたい。保険料値上げとの関係で影響が具体的にあれば、その点も御指摘をいただきたい。

3の1の1健康診査費のすこやか健診の受診動態は改善できる見込みかどうか。また、平成25年度に予算化された低所得者向け保険料軽減措置はここに含まれるのかどうか、お尋ねをします。

国保年金課長（大澤勇雄君） 岐阜県後期高齢者広域連合全体の被保険者数は、平成22年度で24万8,896人、平成23年度には25万5,000人、平成24年度には26万4,000人を見込んでおり、全体的には2.7%から3.7%の伸びとなっております。可児市も平成22年度3月末の75歳以上の後期高齢者医療の被保険者数は7,964人で、平成24年度3月末で8,600人を見込んでおり、全体的には4.8%から4.1%の年率の伸びとなっております。県平均より被保険者の数は伸び率が高いものがあります。この間の岐阜県の後期高齢者医療制度の1人当たりの医療費の伸びは、平成22年度が82万2,000円弱で、平成23年度が83万6,000円、また平成24年度には85万6,000円が見込まれております。高齢者の医療費の伸びは、医療の高度化によりますます伸びることが危惧されております。保険料については、平成24年度に料率の改定を行っており、全体として4%の値上げを行っており、それに伴う平均の軽減後の1人当たりの保険料率は、平成23年度が5万2,927円、平成24年度が当初賦課の段階で5万5,565円となっております。2,638円の伸びとなっております。これは、医療費の伸びに準じたものと考えております。

また、収納状況につきましては、平成23年度の特別徴収の収納率は100%、普通徴収の収納率は99.05%であり、平成24年度も同様な収納率が確保できるものと考えております。値上げの影響はないと考えております。

すこやか健診につきましては、平成22年度が589人、平成23年度が781人、平成24年度2月末現在で934人が受診されております。平成22年までは下恵土の総合保健センターのみですこやか健診の受診でしたが、平成23年度からは、岐阜社会保険病院でも受診できるようにな

りました。全体から考えると受診者数の割合は少ないと見られますが、高齢者の方は既に病院に通院されている方も多く、健診と同様な医師の指導に基づいて生活習慣病にも取り組まれている方がいると考えられます。年1回の健診を受診し、みずからの健康づくりに取り組んでいくという啓発に努め、意識の高まりにより着実に受診率は上がっていくものと考えます。

また、低所得者層向けの軽減措置については、これは今議論されております税と社会保障の一体改革の中で、社会保障国民会議で後期高齢者医療制度の存続の話と、消費税導入時に2,200億円を市町村国民健康保険に投入するというお話かと思いますが、消費税導入時ということは言われておりますが、8%の導入時か10%の導入時かは明示されておられません。全国市長会としては、早期に導入しないと国民健康保険はもたないということで、2014年4月の8%の引き上げ時に導入されることを要望しております。この公費投入で軽減世帯の要件の拡大と保険者支援が見込まれるところですが、議員お示しの平成25年度には含まれていないところでございます。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 1点、再度お聞きします。

先ほどの説明の中で、普通徴収が99.05%、これは平成23年度分の徴収状況というふうに御説明いただきました。これの人数は何人でしょうか。ちなみに、平成23年6月1日の岐阜県連合の滞納者の把握数は441人ぐらいだったかと思うんだけど、可児市の場合は平成23年が幾ら、それから現在の平成24年度の最新のデータで滞納被保険者の数は何人でしょうか。国保年金課長（大澤勇雄君） 普通徴収の対象者数については、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、滞納者につきましては、また後段でお話しさせていただこうと思っておりますが、現在、平成24年度現年分で滞納のある方は58人でございます。それと、過年度分では、平成21年度が1、22年度が1、平成23年度が8というような形で1桁台ですので、数としては少ないということでございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、49番目の質問をお願いします。

委員（山口正博君） 資料ナンバー3の105ページでございます。高齢福祉課ということで、介護保険特別会計、介護予防事業経費についてでございますが、説明のときに、認知症サポーター養成講座の開催という説明がございましたが、その開催数と対象者及び対象人数と、その講座開催の費用の内訳を教えてください。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 今までに認知症サポーター養成講座を45回開催し、1,428人の認知症サポーターを養成してまいりました。国が定めたオレンジプランでは、認知症サポーターの人数を平成29年度までに人口の約9%にすることが目標として掲げられております。本市では、今後約3,500人を養成するため、地域包括支援センターや社会福祉協議会と協力しまして、毎年約700人を対象に、地域の集会所、介護保険事業所などで開催したいと考えております。約20会場を予定しております。費用としましては、パンフレット代として7万円予定しております。以上です。

委員（山口正博君） よその市では、小学校とか中学校を対象に、このサポーター養成講座、

子供向けのものをやってみるところがあるんですが、可児市として、児童・生徒に対してやられるような予定はございますでしょうか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 現在、社会福祉協議会が学校へ行きまして子供たちに教えておりますので、引き続き社会福祉協議会と連携を図りながら、学校でも講座を開催したいと思っております。

委員長（川合敏己君） 続きまして、50番目の質疑です。

委員（伊藤健二君） 資料2の168ページあたりですが、後期高齢者医療特別会計の中の後期高齢者医療保険料についてお尋ねです。

後期高齢者医療保険料について平成24年度から値上げをしましたが、可児市の新しい保険料の1人当たりの平均保険料額並びに保険料の滞納者数の現況についてお尋ねをします。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 後期高齢者医療制度の保険料率については、平成23年度が均等割が3万9,310円、所得割が7.39%、平成24年度が均等割4万670円、所得割が7.83%ということで、均等割については1,360円、所得割については0.44%の値上げをしております、これが全体として4%の値上げをしております。それに伴いまして、保険料率としては2,638円の伸びとなっております。

収納状況としましては、先ほど申し上げましたが、特別徴収分については100%、それから普通徴収については99.05%であり、滞納者については、現年分は納付忘れが主でございまして、継続的に滞納になっている方は数名という状況でございます。以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、事前通告がありました分、50問、終了いたしました、そのほかの質疑を許します。質問される方は、お1人、質疑1回につき1問としてください。

委員（富田牧子君） 105ページの安心ダイヤル24の運営委託料のところちょっとお聞きをしたいんですけど、現在のところ、安心ダイヤル24は無料ですよ。有料でしょうか。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 無料です。電話をかける場合、通話料も無料になっているということでございます。

委員（富田牧子君） 先ほど緊急通報のところでは月300円というふうに利用料がありましたけど、これも有料になるんじゃないかと心配してみえる方がいるんですが、そんなことは今後はありませんよね。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 現在のところ、有料にする考えはありません。

委員（澤野 伸君） 42番の質問の学校給食で再質問しておけばよかったんですが、前年比で比べると、材料費が300万円ほど落としているんですね。今後扱う数量も下がってくる段階で人件費を600万円何がし上がっているということで、その前の年も人件費がたしか200万円ほど上がってきておるんですね。これ、委託料の中の人件費の割合の抑制というのは全然考えていないのかなということで、ちょっとお答え願えますか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 現在、給食をつくるのに4班に分かれておまして、それぞれ10名ずつ、40人の調理員、そこに1人ずつ主任といますか、チーフが入るわけでございます、先ほど言いましたように、全部で45名体制で調理業務を行っております。そ

の主任の中には近々定年を迎える世代が数名ございまして、将来的にチーフにかわる者の採用というのにも必要になってきます。ということで、通常の調理員の給与よりも若干、主任クラスということで高めという設定をしております、なおかつ募集時には限定はしませんが、男性を今年度についても2名、新たに採用しております。今後につきましても、安定的で安全な給食の提供に基づきまして、公共施設振興公社のほうでは、そういうきちとした人事体制をとられるものと思っております。以上です。

委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

以上で本日の当委員会の会議日程は全部終了いたしました。これにて終了したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回3月19日午前9時より予算決算委員会を行います。

長時間、大変御苦労さまでございました。

閉会 午後1時36分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月15日

可児市予算決算委員会委員長